

平成31年第1回京丹波町議会定例会（第3号）

平成31年 3月11日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

第 4 議案第31号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）

第 5 議案第32号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

第 6 議案第33号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

第 7 議案第34号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

第 8 議案第35号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第 9 議案第36号 平成30年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）

第10 議案第37号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）

第11 議案第38号 平成30年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）

第12 議案第39号 平成30年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）

第13 議案第40号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）

第14 議案第41号 平成30年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）

第15 議案第42号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）

第16 議案第43号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番 岩田 恵一 君

2番 野口 正利 君

3 番 坂 本 美智代 君
4 番 東 まさ子 君
5 番 村 山 良 夫 君
6 番 谷 山 眞智子 君
7 番 西 山 芳 明 君
8 番 隅 山 卓 夫 君
9 番 森 田 幸 子 君
10 番 山 田 均 君
11 番 山 下 靖 夫 君
12 番 谷 口 勝 巳 君
13 番 北 尾 潤 君
14 番 梅 原 好 範 君
15 番 鈴 木 利 明 君
16 番 篠 塚 信太郎 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長 太 田 昇 君
副 町 長 谷 俊 明 君
参 事 伴 田 邦 雄 君
参 事 山 田 洋 之 君
総 務 課 長 中 尾 達 也 君
監 理 課 長 野 村 雅 浩 君
企 画 政 策 課 長 木 南 哲 也 君
税 務 課 長 松 山 征 義 君
住 民 課 長 長 澤 誠 君
保 健 福 祉 課 長 大 西 義 弘 君
子 育 て 支 援 課 長 津 田 知 美 君
医 療 政 策 課 長 中 川 豊 君
農 林 振 興 課 長 栗 林 英 治 君

| | |
|---------|-----------|
| 商工観光課長 | 山 森 英 二 君 |
| 土木建築課長 | 山 内 和 浩 君 |
| 上下水道課長 | 十 倉 隆 英 君 |
| 会計管理者 | 久 木 寿 一 君 |
| 瑞穂支所長 | 山 内 善 博 君 |
| 和知支所長 | 榎 川 諭 君 |
| 教 育 長 | 樹 山 静 雄 君 |
| 教 育 次 長 | 堂 本 光 浩 君 |

6 出席事務局職員（3名）

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 藤 田 正 則 |
| 書 記 | 石 田 美 穂 |
| 書 記 | 山 口 知 哉 |

開会 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成31年第1回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番議員・谷山眞智子君、7番議員・西山芳明君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から8年を迎えるにあたり、多くの尊い犠牲者の方々への追悼の意を表するため、発生時刻の午後2時46分をめぐりに黙禱をささげたいと思いますので、あらかじめご了承ください。

本日、議案第31号から議案第43号まで13件の議案が提出されました。

本日の本会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、野口正利君の発言を許可します。

2番、野口正利君。

○2番（野口正利君） 議席番号2番、野口正利。

ただいま議長より許可をいただきました。

初めに、平成の時代が終わりを告げられようとしているときに、一言述べさせていただきます。

平成天皇のお言葉の中に、象徴天皇としての思いが語られていました。象徴天皇としての役割が果たせられたか悩んでおられた様子でした。在位中、戦争のなかった30年は、大き

な役割を果たされたと思いますし、憲法の前文を意識され、その前文を実行されたのではないかとお察しするところです。言葉のその音の響きから共鳴したもの、それは人権国家として理想のこの日本の未来に向けての歴史は刻まれたと私は思います。

それでは、通告に従い質問に移らせていただきます。

まず初めに、子ども子育て支援について、質問させていただきます。

1点目として、参考までに専業主婦の仕事内容が炊事3時間、掃除2時間、買い物1時間、家計管理1時間、子育て8時間として年収を算出した場合約480万円。子育てなしの場合約240万円。生涯年収22歳から60歳を計算してみると、推定で約1億2,000万円となるようですが、貨幣評価する方法はほかにもあり、200万円から700万円と幅があるようですが、家事に従事する人は経済力や発言力が奪われるだけでなく、時には蔑視の対象になり、家事ハラスメントになったりしますので、家事労働を見える化するための試算ですが、このことに関連して子どものための子育て支援として育児休暇がありますが、本町における育児休暇取得率と、取得して家族間の絆がどのように深まったか報告があればお伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 当町におけるというのは、町役場職員ということでよろしいでしょうか。

（野口議員の発言あり）

○町長（太田 昇君） 本町の女性職員の場合ですと、育児休業の取得率は、ほぼ100%となっております。男性職員の取得につきましては、過去に1名の実績があります。取得後の家族の絆がどうなったかというような個別具体的な報告事例は持ち合わせておりませんし、また、町全体での取得率のデータも持ち合わせていないところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 野口君。

○2番（野口正利君） 2点目として、育児休暇があるように、母子家庭における子育て支援はどのような公平な支援があるか、お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 母子家庭の支援としましては、国や府の制度としまして児童扶養手当、また、ひとり親家庭医療費助成、母子家庭奨学金などの経済的な負担の軽減でありましたり、日常生活支援事業、ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業など、子育てを支援する事業がございます。

また、町におきましては、公営住宅の優先入居でありましたり、保育所入所の優先利用な

り、所得に応じた保育料の軽減施策など、さまざまな支援に努めておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 野口君。

○2番（野口正利君） 育児休暇の狙いは、子どものための子育て支援ですので、子どもにとって安心と安全な環境は、家庭の中の家族ですので、10年後、20年後の自立した成長の姿を支援することが背景にあると思います。有効な育児休暇となることを側面から支援して、次の質問に移ります。

人口減少対策について、お尋ねをいたします。

1点目として、人口減少の原因が後発国として出発した日本において、東京は明治維新以来、常に政治・経済・文化など機能複合的な中心性・中枢性を保持し続けてきた。東京一極集中は、この伝統に起因しているというふうにあります、東京一極集中が原因とされています。

私が注目したのは、優生保護法、1948年から1990年までの間行われておりました。戦前の産めよ殖やせよの時代、産んで殖やして行き先が戦場。戦後、優生思想による優生保護法が約50年間続いたが、共通するのが女性蔑視、弱者廃除、産めよ殖やせよの殖やすの漢字が繁殖の殖が充てられていることは、まるで人間が家畜のような扱いを受けていた事実と、また、優生保護法が優秀な人間によってつくられた法律に違いはないが、敬う教育が浸透していく時代でもあったので、道徳に疑問を感じました。

人権思想が根づいてきた現在にあっては、ただただ恐ろしいの一言に尽きますが、この法律を江藤新平初代法務大臣が判決を下すとなると、優生思想に絡めとられなかった山本宣治が浮かばれるというすごい時代になってきたなと思っています。

人口減少の現在にあって、子ども子育て支援が救世主となることを願うばかりですが、原因が優生保護法にあると私は考えますが、この法律をどのように受けとめるか、お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 人口減少の原因につきましては、いろんなところでいろんな人が議論をされておるところでありますけども、1つには、経済的な理由、非正規の増加でありましたり、女性の社会進出などの社会環境でありましたり、価値観の変化などによりまして、未婚化でありましたり晩婚化が進展したなど、いろいろなことが考えられるのではないかとこのように考えます。

昭和23年に公布をされました優生保護法に関しましては、母体の生命健康を保護することを目的として施行されてきたところでありまして、優生思想に基づく部分につきまし

ては、障害者等に対する差別とつながったということ等に鑑みまして、平成8年には、現在の母体保護法に改められたものであるというふうに理解しておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 野口君。

○2番（野口正利君） 長期政権になったのも、この恐ろしさがあって長期に至ったとも言えると思います。長期政権の検証と一議員として改めて責任の重さを感じております。次回、長期政権について、意見を質問に変えたいと思います。

2点目として、岐路に立つ農業改革として、須知高校に大学に準ずる農業医学科を新設すればという提言なのですが、私は、この提言を実現することが人口増加につながるし、耕作放棄地の解消、空き家の解消、その他農業改革の第一歩であるというふうに認識をしています。

アメリカ人ウィード先生が、この須知高校の前身である農牧学校におり立った歴史は、日本のその時代の情景さえ写し出されます。アメリカの南北戦争が終了したのが1865年、リンカーンによって奴隷解放された関係もあります。そのアメリカ人による指導が日本に与えた影響、これはアメリカ人からすれば、農民の年貢米を納めている姿は、農民が奴隷扱いされて、奴隷からの解放であって、明治の時代は農業革命であったと私は見えています。えせ貴族に統治された明治150年は、私の歴史の中には全く存在しません。

上豊田に残る丹波の国づくりの伝説は、農業の開墾から始まるものでした。その農具は鋤、亀岡に残る伝説農具は鍬、開墾から始まった国づくりは農業であると思います。

今、その岐路に立つ農業改革として、須知高校に農業医学科の新設を提言する背景には、朝市出荷の折に1人の女性から「もうけようと思ったらあかんで、楽しみながらやりや」というその一言から始まっています。そのことがあって、日本に貴重な野生種、京丹波町出身の野生の小豆、大豆を発見しまして、ジーンバンクに永久保存しています。

それから、微生物の世界に入りました。堆肥に興味がありました。田んぼにとってオタマジャクシの堆肥というのは、自然環境の中であって最高品質のものです。

それから、たまたま縦貫道に関連して田に工事用道路がつくられることになったわけですが、山を削ったときに出てくる頁岩が敷かれ道路ができました。その上をトラックが通ることになるわけですが、作業終了し撤去され、もとの形にしてもらったんですけども、道路がつくられた場所だけが育ちが悪く育苗に影響があったのを見て、頁岩の特徴を調べていくうち、もしかしてこれは原子微生物の仕業かもしれないと思い、もしこの原子微生物が解決できない病に挑戦してくれるものではないかと、かすかな望みを託して農業医学を提言いたしました。

ネットで検索すれば、現在、分野が2つあって、農村医学、農業医学、これは農業病を扱った医学だと思いますが、この2つの分野があって、私の提言する農業医学、原子微生物を入れると3つの分野になります。このことは京都府の商工会連合会による創業スクールというのがありまして、そこでトップメッセージを書きなさいということで「原子微生物、生命体の復活」という題で少し書いております。

須知高校が日本三大農業教育発祥の地とうたわれながら大きく遅れをとっている今、取り戻すときが来たように思います。須知高校に農業医学科を新設する考えはないか、お聞かせをお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 須知高校に対しましては、京丹波町としましても、須知高校の教育振興対策交付金などによりまして、活性化に向けた支援を行っておるところでございますが、府立高校でありますので、学科の新設等につきましては、京都府教育委員会を中心に幅広く検討されるというふうに認識をしております。

須知高校の活性化につきましては、私もメンバーに入っておりますが、検討委員会というのがありまして、新聞等で報道されてますとおり、調理師免許が取得できるような食物調理科の設置に向けた検討も行われておるといような状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 野口君。

○2番（野口正利君） 健康の里づくり、健康イコール医療、健康イコール食べ物、健康であるための医学、健康であるための農業、健康の里づくりの未来は農業医学にあると思います。

3点目として、少子高齢化、人口減少、消滅自治体の負のスパイラルが続く中、人口とは、住民基本台帳に基づく人口数だと思いますが、町長の考えておられる健康のふるさとづくり、そのふるさとに関して、盆、正月におけるふるさと帰り人口数、本町に魅力を感じて訪れる観光人口数、人口統計調査をされておれば教えていただきたいのと、その人口統計の内容の分析結果などされておれば、人口減少を阻止できる観点を見つけ出せると考えますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町の人口につきましては、出生と死亡の差によります自然動態、転入・転出に伴います社会動態ともに減少になっておるところでございますが、特に、生産人口の割合の低下でありましたり、少子化、ご案内のとおりでありますけれども、大変大きな課題となっておるといふふうに認識しています。

こうしたことから、観光施策の推進によりまして、交流人口なり関係人口など、外から地

地域の活性化に協力をいただける方を増加させますとともに、あわせて町に定住し、地域の担い手として活躍いただけます若年世代の移住者等を獲得するため、移住・定住対策等にも推進しておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 野口君。

○2番（野口正利君） ふるさとという大きな枠で捉えた場合、それが実際の人口にもなるわけで、そのような捉え方も必要なのではないかと私は思います。

続きまして、人権と道徳についてお尋ねをいたします。

これは、政治的な捉え方になるかと思いますが、お答えはいろいろありますし、それが正しいという答えはいっぱいあると思いますので、質問する内容においてお答えいただければ結構です。

同和問題の解消における人権と道徳の扱いは、弱者救済などの道が開かれるはずであるにもかかわらず、いじめ、暴力などが連日のように報道されていますが、原因が組織、仕組みの中にあると考えます。

私が60年前の小学校時代に道徳教育がありました。人権教育はありません。道徳、敬う教育でした。家に帰ればお父さん、お母さんを大切に下さい。学校にあっては先生を敬いなさい。仲よく下さいというそういう教育ではあったんですけども、敬うというふうにたどっていけば、神社に突き当たるんです。社会にあっては敬うをたどっていけば、日本を統治していった長州・薩摩の人に突き当たるんです。明治に戊辰戦争で勝利した長州・薩摩の人たちです。150年たった今でも、日本を統治してるのが長州・薩摩の末裔にあたる人たちです。明治に新しく同和地域ができました。わざわざつくる必要がなぜあったかというのは、次回、質問をしていきたいと思うんですけども、つくったのは長州・薩摩の人たちです。60年前の道徳が同和地域の人間が同和地域をつくった人間を敬わされていたというわけです。

もう1人敬わされていたという、それは徳川家康の末裔にあたる方です。明治150年は、祝うことができないその1人でもあります。

日本を統治した人間が安全で安心していつまでも暮らしていけるための道徳教育だったと言えるわけです。いわゆる組織の上に立った人間が敬わせるための仕組みができていたわけです。だから、民主主義社会の中での道徳教育であれば、お互いに敬い尊敬しあえる社会ができるということです。だから、その社会において、いじめ、暴力など起こるはずがないと思います。民主主義社会にできた人権思想、アメリカもしくはフランスの思想だと思えますが、民主主義になっていない道徳思想の違いはそこにあるのではないかと考えます。限りな

く撲滅に近づけるための政治責任として、民主主義社会をつくることだと私は思いますが、町長、教育長の立場から限りなく撲滅に近づけるためにどのような努力が必要であるか。その対応について考えられるところについてお伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 「いじめ等の問題」に対しましては、平成28年に文部科学大臣からの「いじめに正面から向き合う」としたメッセージにおきましても、道徳教育の充実がいじめ防止に向けて大変重要であるというふうにされておるところでありますけども、その後もいじめに関する痛ましい事案というのは後を絶たないというところがございます。

そうした状況の中で、本町におきましては、人権擁護委員会の活動としまして、毎年全小学校のうち2校におきまして、「人権の花」運動に取り組んでいただいております。スイセンの花を植え、育てることを通じて人権について学ぶ機会を子どもたちに提供いただいております。

また、「子どもの人権SOSミニレター」を毎年各小・中学校の児童、生徒に配付し、これを通じまして教師や保護者にも相談できない悩み事を的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐるさまざまな人権問題の解決に当たっていただいております。

今後につきましても、子どもの気持ちに寄り添った安心できる相談の場が提供できますように、協力、連携してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 教育委員会におきましては、京丹波町人権啓発推進協議会が中心となりまして、町並びに町内の関係団体等と連携を図りながら、あらゆる差別のない社会の実現を目指した人権教育、人権啓発の活動に取り組んでいるところでございます。

本町の人権教育が目指すところは、人権を尊重し、社会に存在する差別を根絶することです。 「一人ひとりが本当に幸せで、毎日安心して暮らせる社会」にしていくために問題を正しく理解し、お互い高まり合う研修の場を継続的に実施していくことが重要ではないかと思いつつ取り組んでいるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 野口君。

○2番（野口正利君） これは質問ではありません。

ここに歴史書き換えの現物証拠があります。明治の礎が築かれた証拠物件です。最初は間違いだとばかり、15年ぐらい前から思っていました。私から見ればまさに幽霊の時代を150年生きてきたように思います。きれいに同和問題が解決される瞬間でもあります。恐ら

く全国的に歴史書き換えが指摘され、そして、新しい民主主義の歴史が始まることを期待して質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、野口正利君の一般質問を終わります。

次に、谷口勝巳君の発言を許可します。

12番、谷口勝巳君。

○12番（谷口勝巳君） 12番議員の谷口勝巳でございます。

ただいま議長よりお許しを得ましたので、平成31年第1回目の一般質問を行います。よろしく申し上げます。

私は、産業振興ということに絞りまして、今回の一般質問を行いたいというふうに思っております。

平成30年度は、非常に悪天候に見舞われまして、いろんな災害が発生しました。農作業におきましても、水稻の減少、黒大豆の減少、くり、京野菜の減少ということで、農家にとっては大きな痛手を受けております。特に、くり、黒大豆につきましては、昨年対比50%以下を割るというような生産高で、非常に衝撃を受けたところでございます。

本年につきましては、平穏な気候で京丹波町の基幹産業であります農業が順調に推移し発展することを強く要望しておきたいと思っております。

本年は、選挙の多い年であります。大変忙しい年となると思っておりますけれども、全員一致協力して京丹波町が発展することを願っていききたいというふうに思っております。

しかしながら、大変雪が少ない冬でございまして、心配されることは、山に雪がありません。水不足が心配されるところでございます。何とか頑張っていって、京丹波町の基幹産業であります農業をしっかりと充実させていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、平成29年12月定例会の就任時の所信表明で、5つ目の柱である産業振興として、スポーツ観光や80%を超える大自然を生かした山岳、山林観光、農業や林業等の体験型観光など、地域の資源や文化など地域資源を生かした観光創出を行うとのことでしたが、現在の実績または進捗状況をお伺いたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） スポーツでありましたり農業、文化や伝統など多岐にわたる観光分野の取組みにおきまして、この全てが現在進捗しておるというわけではございませんが、これまでの主な実績につきましてご報告したいと思います。

平成28年度、平成29年度に和知地域におきまして、主に都市部の方々を対象としまし

た体験観光モニターツアーを実施をいたしました。このツアーにおきましては、京丹波町の豊かな食や脈々と営まれてきた農業、継承されてきた文化や伝統などを体験していただき大変好評を得たところでありまして、散在しております地域資源のポテンシャルを改めて確信したところでもあります。

また、スポーツ観光の分野では、和知の自然豊かな河岸段丘を生かしたノルディックウォークでありましたりカヌー体験など、町内のさまざまな観光資源を生かしながら観光振興と地域の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

さらには、京丹波町ロケ誘致事業によります映画・映像のまちづくりも着実に進んでいるところをごさいます。先月、全国公開となりました映画「あの日のオルガン」のロケ地であります旧質美保育所には、公開前から施設の見学を希望するファンからの問い合わせもありまして、地域の皆さんのご協力によりまして見学客の受け入れを対応いただくなど、ロケ地を活用した新たな観光創出にもつながっておるといふふうに考えておるところでありますし、また、今後につきましては、2020年に道の駅「京丹波 味夢の里」の中に隣接したホテルの建設が計画されておまして、このホテルの宿泊客に向けました体験型の観光や食を活用して地域の活性化にもつなげていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷口君。

○12番（谷口勝巳君） インバウンドを含めまして、都市型観光から地方のほうに目が向いてきている現状でございます。何とかこれをつかまえて、京丹波町が観光都市となるように、今後ともご尽力のほどよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

平成30年3月定例会で、町内保全管理田180ヘクタールに対してどのような施策を実行し、減少に備えていくか所見を伺ったところ、担い手の確保や需要のある作物の生産拡大を図ることが非常に重要な施策であるとの答弁でありました。現在の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町におきましては、需要に応じた作物の推進を図るために、関係機関で構成しております京丹波町地域農業再生協議会におきまして、水田農業ビジョンの基本方針を策定をしまして、本町の特産であります黒大豆や小豆などの、需要のある作物の推進と新規就農者を初めとします担い手確保や集落営農組織の育成を支援していくこととしまして、過日、農家組合長会を開催し周知もしたところでもあります。

現在の状況につきましては、昨年度に比べまして、保全管理田は1.7ヘクタール減少し

ておりまして、その一方で、小豆でありましたり、そば、黒大豆、枝豆の作付面積が増加しておるといような状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷口君。

○12番（谷口勝巳君） 今ありましたように、昨日、京丹波町地域農業再生協議会が開かれました。平成29年度に対する平成30年度については、微減ということで報告を受けております。私が思うには、この180ヘクタールという数字がかなり重荷になっております。何とかこれを減らすために、A・B・Cというランクづけをいたしまして、Cについては山へ返すもの。それから、くり、果樹園等をするもの。Aについては、今、京都府が推奨しておりますもうかる米づくり、京の輝きの加工米であるとか飼料米についての作付を推奨して皆さんに周知徹底をし、何とかAについては少しずつでも減少していくということの努力していったらどうかというふうに提案をいたします。

それでは、3番目の質問に入ります。

町内の各種農業者組織が一堂に会する場を設けてはどうかと伺ったところ、来年度には集落営農連絡協議会の発足を検討しているとの答弁でありました。進捗状況をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在、年度内の発足に向けまして、準備を進めておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷口君。

○12番（谷口勝巳君） 現在、昨年度の資料でございますけれども、約100近い集落営農組織を含めまして農業者がおられます。今、現在は、私の感じでは、点で動いているような感じがいたします。これを線に持っていき、将来は丸に持っていき、情報共有や困り事などの情報交換をしながら地域を盛り上げていくということが非常に重要だというふうに考えます。このことはぜひ早急によろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。

4番目、平成27年7月に京都縦貫自動車道が全線開通してから4度目の夏を迎えようとしております。開通に伴い開設された道の駅「京丹波 味夢の里」は、目標より早く昨年10月に来場者数1,000万人を達成するなど、今後、地域のさらなる活性化につながっていくことが期待されます。

一方、和知地区においては、京都縦貫自動車道の開通による影響を受けまして国道27号線の交通量が減少し、道の駅「和」の来場者数は、平成25年度の87万5,000人から

減少の一途をたどっており、平成29年度には57万3,000人とピーク時から30万人以上減少しております。

また、急速に進行している高齢化や有害鳥獣被害による生産意欲の喪失など、将来に向けた明るい展望は見当たらず、その上、地域で育った若者の多くは町外へ転出していく。このままでは町の衰退はとめられず、平成26年度に日本創成会議・人口減少問題検討分科会が発表したとおり、本町も消滅可能都市になりかねません。

そこで、京都府農牧学校があった町として、農業・林業を基幹とした事業を展開することを目的にし、地域再生プロジェクトチームを設置してはどうかと提案いたします。

全国には、農事公園や観光農園事業での成功事例は数多くあります。先日も、栃木県小山市にある観光農園「いちごの里」を視察してきました。年間動員数13万5,000人を誇る同施設は、決して便利な場所に立地してはおりません。

そこで、少し時間をいただきまして、ちょっと報告いたします。

私、2月26日から28日にかけて、栃木県に行つてまいりました。目的としましては、いちご農園の視察ということです。

栃木県は、いちご生産550ヘクタールで17年連続日本一、生産量2万5,000トンで、50年連続日本一、生産額は285億円です。その中に栃木県小山市にありますスローライフリゾート「いちごの里」に訪問いたしました。とちおとめ、スカイベリーの品種を生産されています。15年前にハウス20棟で発足され、土耕栽培にて現在は150棟で生産されております。いちご狩りには、先ほど申しましたとおり、年間13万5,000人が入園され、全体で100人の従業員の体制で運営されております。ほかにもバイキングレストランやいちごパフェ体験コーナーもあり、水曜日の平日にもかかわらず駐車場は満車でございました。そのほか、JA、道の駅「いちごの里よしみ」や4つの道の駅を回つてまいりました。全部満車でございました。

最後に、大変うれしかったことは、もしプロジェクトが発足した場合、そのチーフマネージャーはフォローを惜しまないということで、大変うれしかったことを感じました。

以上でございます。

本町は、本州で最も有名な観光地である京都に位置しており、全国ブランドの丹波である当地において、魅力的な仕掛けづくりさえできれば京都縦貫自動車道を通る年間数百万人の利用者のうち、ほんの数%のお客さんに本町で楽しんでいただくことは、十分に可能であると考えております。道の駅、山野草、マリオットホテルと提携をしまして、観光ツアーを考えていくことは十分に可能であると考えております。

まずは、有識者や農業者を交えた地域再生プロジェクトチームの設置が必要と考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町におきます将来展望を見据えたときに、人口減少でありましたり高齢化の課題というのは第一に解決に向けた取り組みを必要とするものであるという認識はしております、特に、農業・林業の担い手不足でありましたり、その所得の向上のための施策というのも喫緊の課題であるというふうに認識しておるところであります。

ご提案の地域再生プロジェクトチームの設置でありますけども、現在、各分野におきまして、個別具体的な諸課題に対応するための各種組織・団体がそれぞれの取り組みを展開をいただいておりますというふうに認識しておるところでありまして、それらの組織が有機的に連携強化をして、議員もおっしゃられてましたような点から線、線から面に発展させるということで、地域再生に向けた取り組みを発揮するということが重要かというふうに考えています。

道の駅の状況もご案内いただきましたけども、やはりこういった施設というのは、道路の開通でありましたり、観光客の何%が来てもらうというようなついで施設ではなしに、そこを目的に来てもらうような組織になって、道路の開通とか天気とかに関係なく人が来るというような組織づくりが必要だというふうに思っておりますし、プロジェクトチームも重要ですし、また、事業として成り立つための事業体というのが必須になってくるかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷口君。

○12番（谷口勝巳君） ありがとうございます。

人口減少をとめるには、雇用の創出を第一に考えなくてははいけません。何とかこの私の提案を受け入れていただくように、ご検討をよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、今まで質問してまいりましたことは、底辺といいますか基盤には農業者というものがございます。これは、一応、個人農業者も含めまして大事にしていかななくてははいけない問題だというふうに思っております。

その点について、先日、農業協同組合のほうから2月27日に瑞穂地区、和知地区の地区運営委員会がございまして、議題といたしましては、京丹波町管内3支店の生産業務の機構変更という問題でございました。砕いていいますと、瑞穂地区、和知地区の経済センターを閉めるというご提案でございました。3月上旬に農家の組織代表に文書による周知。3月8日に京野菜部会ほか各部会の代表者による会議。3月16日には京丹波町管内組合員に周知。これは訪問日による文書通知。そして、4月機構変更というスケジュールで組まれておりま

す。

昭和22年から京都農業協同組合として約70年間、組合員、いわゆる町民と農業職員が切磋琢磨してつくり上げた組織のうち、よりどころである経済センターの閉鎖、また、その旨を代表者の会合や一方的な会合、文書の周知で短期間に完結されることは、非常に残念なことで怒りさえ覚えます。そして、組合員の生産意欲が著しく低下されると思います。できることなら3月16日の組合員周知をおくらせてほしいものであります。

しかし、トップダウンの決定事項のため、大幅な変更は不可能であると思います。

そこで、太田町長、関係執行部にお願いがあります。

瑞穂地区、和知地区の経済センターの鍵がかからないよう、また、明かりが消えないようにお知恵をおかりしたく、よろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 答弁はありますか。

○12番（谷口勝巳君） 答弁があればよろしく願います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長

○町長（太田 昇君） J A京都の組織運営につきまして、和知・瑞穂の生産課が統合されるという情報としてはお伺いしておるところでありますけども、当然、J Aにおきまして、その補完方法、その地域の方にご不便がかからないような方策というのは、J Aのほうで検討されておるところというふうに認識しておるところでありますし、また、当然、経済情勢に従って変更はされたというふうに考えておりますので、皆さんどれぐらいの利用実績があるのかわかりませんが、そういったことも含めて判断されたというふうには認識しておるところであります。

生産振興の対策につきましては、技術指導が重要であるということの認識は持っておりますので、瑞穂にも、和知にも、農業公社や和知ふるさと振興センターもありますので、そういったところからも営農指導ができるように進めてまいりたいというふうには考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷口君。

○12番（谷口勝巳君） いろいろ申し上げましたが、とりあえずチャレンジということが大事だというふうに思います。攻撃は最大の防御なりという言葉もあります。何とかチャレンジする京丹波町であってほしいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで谷口勝巳君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩します。10時5分までとします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時05分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

3番、坂本美智代君。

○3番（坂本美智代君） それでは、ただいまから平成31年第1回定例議会におきまして、通告書に従い、次の4点について町長並びに教育長にお伺いをいたします。

まず、1点目は、施政方針についてお伺いをいたします。

太田町政の公約である助け合いと活力ある地域づくりとして、健康の里づくりの実現に向けた政策の方向性が示されました。その1つの柱でもあります子育て支援について、町長にお伺いをいたします。

喫緊の課題である子育て支援の充実をと、今年度から子育て支援課をこども未来課に改め、子育て環境の充実を図っていくとしています。

京都府は、新しい京都の未来への予算編成の基本方針の1つに、子育て環境日本一への挑戦として、1. 若者や企業の意識・行動変革。2. 安心して出産・子育てできる環境づくり。3. 子育て家庭の経済的負担の軽減。4. 児童虐待・不登校・ひきこもり総合対策。5. 教育環境の充実を上げています。この背景には京都府の特殊出生率が1.31、これは平成29年度です。全国で下から4番目と低く、人口減少の加速に危機感のあらわれであります。

その対策の1つとして、京都子育て支援医療費助成を3歳から15歳までの通院自己負担上限額を月額3,000円から1,500円と半額として、そして、中学校卒業まで拡充することとしています。

本町では、既に高校卒業まで無料化を町独自策として実施をしておりますが、今回の府の中学校までの医療費助成の拡充により、京丹波町すこやか子育て医療費助成の財源はどの程度削減できるのか。

また、この府の助成により生まれた財源の使い道として、子どもたちのインフルエンザ予防接種の助成に充てる考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 京都府の補助事業であります京都子育て支援医療費助成制度の拡充によりまして、削減されます予算額としましては、平成31年度の予算ベースで42万2,000円を見込んでおるところでございます。

インフルエンザの予防接種の助成に関する考え方としましては、インフルエンザに感染しますと、重症化する可能性が高い高齢者につきましては、国の定期接種に位置づけられてお

りますけども、それ以外の方につきましては、希望者が各自で受ける任意接種というふうにされておりまして、現在のところ、任意接種に対する助成を考えていないというのは、前回の議会でも答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） このインフルエンザ接種助成に関しては、12月議会でも谷山議員さんも質問されました。その以前にも私も質問をいたしました。

先ほど、町長の答弁で、生まれる財源は平成31年度予算ベースで42万2,000円ということであります。この使途というものは、府から何か制限というものがなされているのか。

前回、子育ての住宅助成の件では、一応、医療費の町独自のペナルティーの分は住宅助成ということで予算化され、前年度は700万円が今年度は500万円と200万円減額となっております。そういった使い道というものは、府から何か決められたことがあるのか。その点お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今もありましたように、国より通知のありました子ども医療費助成に係ります国保の減額調整措置、いわゆるペナルティーでございますが、それとは違いまして、特段、京都府のほうから他の少子対策の事業に充当しなさいというような通知はございません。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 京都府でも子育て環境日本一を目指すということでもあり同時に、本町においても、やはり人口減の大きな問題は少子高齢化ということも町長も十分ご存じの中であると思うんですけれども、今年に入ってからインフルエンザに罹って学校を休んだ人数なんですけど、1月4日から3月7日間ではありますが、保育所、幼稚園、小学校、中学校で最大の出席停止人数は36人ということでありました。これは1月15日と22日と24日も同じように同数であります。

また、学年閉鎖となったのは1月がピークで、下山小学校の4年生と2年生、そして、瑞穂小学校の1年生、3年生、6年生、また、蒲生野中学校では2年生、瑞穂中学校でも2年生と。そして、この3月に入ってからもひかり小学校で学年閉鎖があったということもお聞きいたしております。閉鎖日数は2日から3日間という程度であったということですが、下山小学校の2年生と瑞穂中学校の2年生は5日間という長期にわたって休んでおります。やはりその面を考えますと、学力的にも影響が出てくるのではないかなと私なりに感じ

るわけなんです。

1世帯に小学校、中学校の2人のお子さんがおられた場合、小学校も中学校も2回受けないといけませんので、大体、小学校、中学校で2人の子どもさんをお持ちの家庭で2回受ければ1万5,200円必要となります。

私、ざっとした計算をしました。本町の幼稚園から保育園、そして、小・中学生1,000人と見まして2,000円の助成をした場合、200万円必要となるわけではありますが、この2,000円を助成することでこのことが接種のきっかけになって、それぞれのご家庭で町のほうから補助があれば接種しようかとそういったことになれば、学校を休む子どもたちも少なくなると思うんですけどね。

ですから、やはり子育てとして、もちろん学校にも行くわけですから、教育も関係しますし、子育て支援として1人当たり2,000円の助成をするということは、先ほど42万2,000円が生まれてくるわけですけど、もちろん160万円ほどが足りないんですけどね。その分の160万円は町にとっては微々たるものではないかと考えますが、もう一度その点のお考えを町長にお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 基本的な考え方は、先ほど申し述べさせていただいたとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 2つには、教育環境の充実について、教育長にお伺いをいたします。

新年度の新規事業として、地域未来塾推進事業が24万2,000円と予算化をされております。目的は、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生徒に地域と学校の連携共同により学習支援を行い、基礎学力の定着や学力自己肯定感の向上を図るとしてしています。中学生を対象に、放課後または土曜日、長期休暇を利用し、地域の元教員や教職希望の大学生などにより学習支援を行うとしてありました。

そこで、教育長にお伺いしたいと思います。

中学生を対象に行われますが、土曜日と長期といえば夏休みではないかと思うんですけども、月に何回程度と考えておられるのか。

それと、本町には、3中学校があることから、それぞれの中学校で実施をされるのか。

また、講師と言うていいのかわかりませんが、そういった方の人数というのは確保ができるのか。

また、もう1つは、国語、数学、英語とか、そういった弱い点の学科というものは一定決まっているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいまのご質問ですけれども、議員ご指摘のとおり、地域未来塾推進事業でございますけれども、実は、平成30年9月議会の補正予算で新規事業として計上させていただきまして、平成30年11月から事業を実施した経過がございます。

議員のご質問のありました内容につきまして言わせていただきますと、町内の3中学校で平成30年11月から実施しておりまして、次年度も3中学校で実施する予定にしております。

内容につきましては、議員のほうでご指摘いただいたとおりでございますが、その根底といたしまして、自らの進路を自らの力で切り開いていくという、そういう意味でのしっかりした学力を見つけていくとともに、自己肯定感とかを高めていきたいなというふうに思っているところでございます。

大体、今までの実績でいいますと、月に3回ないし4回、時間にしまして6時間程度という概要でございます。学校によりましては、生徒の実態からしまして、うちの生徒は数学にちょっと弱さがあるということにあります学校には、数学を集中的に勉強しているという学校もございますし、また、ある学校では、数学と英語とか、また、生徒の希望によりまして、先生、国語や社会もしてほしいというときには、その内容も含めて対応をしてくれてるよう聞いておるところでございます。次年度もそのような形で、それぞれの3中学校で生徒たちの実態を踏まえて対応してまいりたいというふうに考えております。

あわせて、これにかかわる地域の方々ですけれども、基本的には、一応、教員のOBを中心に集めていただいたりしておるところでございますが、なかなかこの人材の活用という部分では、工夫をしながら、学校と十分連携しながら取り組みを進めていきまして、生徒たちにしっかり学力の面で学習習慣が定着し、自分の進路をきちっと切り開いていけるだけの力を見つけるように努力をしていくようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 10月から実施しているということで、それぞれの学校にあわせた勉強方法も考えておられるということで、まだ、日数的にも短いんですけれども、やはり子どもたちがこう変わったとか見ていてこの辺が変わった。勉強のやる気ができたとかそういった何か目に見えるものがあるのか。評価的なものがわかりましたらお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） この授業は、授業そのものではございませんで、地域の方々とともに学習をするという形をとってますので、自分がちょっとわからないときには、ここはどうやったかなというようなことを気軽に質問をして、自分のニーズに応じた形での学習ができるということと。そして、友達同士もお互いに教え合いをしながら自分の課題にあわせて学習できるという面で、リラックスしながら学習活動に取り組めるのではないかなと思っておりますので、このあたりを大事にしながら、友達と協力しながら、この学習活動が進められたらなというふうに考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） それでは、3つには、畑川ダム周辺整備について、町長にお伺いしたいと思います。

これは、平成30年度の施政方針でも財源の確保が課題としておりましたが、平成31年度も同様であります。なかなか町単費で実施するという事は厳しい。これは目にも見えているのではないかと思います。進捗状況と見通しはどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成29年度に用地境界の立ち会いを行いを行いまして、用地面積の確定をしたところであります。

今後でありますけれども、施政方針でも申しておりますが、地域との合意形成を図りつつ、事業内容の精査でありましたり補助事業を活用できます整備計画を研究をしておりますとともに、京都府と一体となって整備していくということで、国なり京都府にも要望を行ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今、町長から答弁をいただきましたが、平成30年度の当初予算は355万9,000円と上がっておりまして、測量設計監理業務計画策定委託料300万円と畑川ダム対策協議会の補助金50万円と上がっております。今年度は、測量設計監理業務ではなくて要望等の作成ということで、金額はもちろん下がってはいるんですけど、やはり国・府に要望をもちろんしていくわけですが、その見通しというのはどのような見通しになっているのか。これまでも国や府に対して何回かそういった要望はされてきたのかと思っておりますが、その点の国・府の返答なりの見通しはどう考えておられるのか、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 今、見通しというお話ですが、平成30年度につきましては、

京都府南丹広域振興局、また、南丹土木事務所に過去の経緯等、事業実施に向けた補助事業の確認とか、また、財政支援等のお願いに参りましたが、実際は、具体的な事業実施には至っていないということです。

また、毎年行っております知事要望の中でも、畑川ダム周辺整備事業についてということで要望のほうをさせていただいている状況です。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） なかなか見通しは暗いというふうに捉えていいのかなと私は思いました。

2点目に、交通対策について、町長にお伺いをいたします。

初日の一般質問にも西山議員からありましたが、私からもお聞きしたいと思います。

高齢者による車の事故が多発していることから、本町では、こうした高齢者による交通事故防止を図るために、自主的に運転免許証を返納した高齢者等に対する支援事業として、平成29年4月1日から路線バス利用券1万円分を交付する京丹波町高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施し、有効期間は2年間であります。この間の交付件数は2月末現在で109件とのことでありました。この路線バス利用券の利用者からの声はどうであったのか。また、意見等をお聞きになったのか。前回も同じ質問では、そういった意見は聞かないということでありましたが、やはり検証すべきではないかと思いますが、その点をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） さまざまな意見はあるかと思いますが、利用券をもらったことに大変うれしいという意見もありますし、JRバスで利用できるので大変助かるという意見もありますし、そういった一方で、本人以外は使えないのかというような意見もありますし、そのバスしか使えないのかというような意見もあるということで、それはさまざまな意見があるというふうに、全てを確認しているわけではありませんが、そういうふうに推察をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） それぞれこの利用券を交付していただくことによって助かってる方も多分多くはおられると思うんですけれども、2年間で1万円、1回限りでありますね。これに続く支援が必要であると思うんです。2年間でそれが終わったら、それはもう申請はできないわけですから、昨日、西山議員からもありましたように、やはりそういった福祉施策

として考えていくことも必要であるかと思えます。

次の質問とこれも関連いたしますので、2つ目の質問ですが、町長も西山議員の答弁のときにも言っておられたように、高齢者の外出を支援するためにやはりそれは必要で、福祉施策として考えなければいけないということでもありますので、例えば、敬老乗車券とかタクシー利用券など、そういったものを発行する考えはないか、お伺いしたいと思います。これは、免許返納をされた方だけでなく、公平に福祉事業として実施できるのではないのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） まず、高齢対策で行っております高齢者の免許の自主返納事業というのは、これはあくまで高齢者の方の悲惨な事故を防止するためにやっておるものでございまして、それと、高齢者の外出支援、そこを全部一緒にして議論していくというところが出てくるのかというふうに思ってますけれども、町営バス等の高齢者の外出支援という面では、町営バス等の公共交通機関の利用が高齢者の外出支援につながればというふうに考えておるところでございまして、1人でも多くの皆さんに利用いただいて、地域の公共交通を支えていただきたいというふうに考えておるところでございまして。

ご質問の乗車券等につきましても、本町の財政事情というのも考慮しながら検討していくべきでありますし、西山議員のご質問のときにも答えましたけども、そういったことで過去に実験もしましたけども、そんなに乗客数が増えなかったということがありますし、また、ほかのところの例で行きますと、大都市におきましては、敬老パスというのが無料配布をされていたのが、有料に変わっているというような実態もあるわけでありまして、どういう制度がいいのかというのは本当に研究をしていく必要があると思うんですけども、タクシー利用券と申されましても、タクシーがない状況の中で、どうやって利用するんだということもありますし、その辺研究が必要だというふうに思ってますけども、高齢者の外出支援、特に、通院とか買い物支援になるかと思えますので、その辺については、どういうかわりの方法があるのかというのは、別途、また研究もしていく必要があるというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 私の質問の仕方が悪かって、免許返納と一緒に質問が混乱した部分もあったかと思いますが、タクシーは少なくはなりましたが、丹波マーケスの裏にあらうかと思えます。近くの方が綾部に行くのに、以前はタクシーで行くしかなかったのが5,000円だったのが、この間行ったら7,000円になったといったような声もお聞きして、大

変やね。年金の中からそれだけの支出をするのはとって、そういった話もお聞きしたんですけども、もちろん、以前、そういった町営バスの半額、それをして社会実験をされたんですけど、今も町長がおっしゃったように、少なかったということもあります。それが少なかったからといってそれでやめるのではなく、やはり今の状況にあったこともさらに研究していただいて、もう一步、福祉事業として無料券なり半額券なりをすることも考える必要があるかと思うんですけども、もう一度その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど答弁させていただいたとおりでありますけども、高齢者の方の外出支援なり買い物支援の方法については、いろんな方法を検討してまいりたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） それでは、3つ目に、町道下山駅前線の道路改良事業の進捗状況について、町長にお伺いをいたします。

この質問は、昨年の太田町政での初議会でも、私、一般質問をさせていただきまして、認識がされておられるかと思えます。府道丹波三和線の下山駅前から27号線につながっている町道であります。ここは通学路ともなっておりまして、そのときの町長の答弁は、実施設計を完了し、用地買収に係り、所有者との境界画定に時間を要しており、側溝に蓋をするなどの検討をしていきたいとのことでありました。1年を過ぎましたが、私の目からはなかなか進んでいないと思うんですけども、そのときになかなか拡幅ということが難しいというのであれば、カーブミラーを手前にしてほしいということをお願いいたしました。しかし、まだカーブミラーもついておりません。改めて見直しをお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町道下山駅前線の道路改良工事につきましては、現在、地権者との用地立会いに向けた調整を行っておるんですが、町外在住の方が多く、隣接地も含めまして相続なり連絡先の確認等に時間がかかっておるといような状況であります。

今後につきましては、その連絡がつき次第、用地境界の立会いを行いまして、用地買収を進めていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） ミラーにつきましては、道路の途中にあり、通行の妨げになりますので、場所的には、もうあそこで仕方がないということで、角度の調整と府道へ出る際に確認するミラーの調整はさせていただいたということで、今後は、できるだけ早い着手に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） ミラーの件ですけどね。郵便局のほうから下りるわけですよ。そのときにちょっと下がったところに1本あるんですけど、その手前の山というか、前農協がありましたその手前のカーブの辺に、山手側に1本つけていただいたら、それで下から上がってくるのがわかりますし、上から下りてくるのもわかるかと思います。ちょうどカーブが見えないんですよ。私も何回も通るんですけども、だから、もう一度立会いをさせていただいて、私、工事的なことはわからないので、ここに付けてもらったらうれしいなという気持ちはあるんですけど、ここはこういう関係で無理ですよというのであれば、それはしょうがないんですけど、一度、課長、立会いをお願いしまして、ぜひつけれたらと思いますので、またよろしく時間調整をお願いします。

3点目に地域経済活性化への取り組みについて、町長にお伺いをいたします。

2月19日に産業建設常任委員会で京丹波町商工会の会長を初め、代表の方々と意見交換をさせていただき、本町における商店街や事業所等の状況をお聞きをいたしました。平成29年度に初めて商工会で会員事業者の実態調査をされ、後継者の有無では決定が25%、未定と承継しないは74%、経営課題では、人口減少と人材不足、経営者の高齢化、顧客ニーズの変化など上げておられました。このまま商売を続けていても将来性が持てないというのが本音ではなかったのでしょうか。

地元の商店や商工業は、地域の住民にとって身近な購買先であり、地元の共有財産ともいえるべき存在でもあります。家族経営の継続に町独自の支援策が必要ではないでしょうか。店舗の改築や改修費用の一部助成をする考えはありませんか、お伺いします。

また、住宅改修助成制度補助金の限度額の引き上げと対象の拡充をする考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 店舗改修等に係ります補助金制度の創設につきましては、現在のところは考えていないところでありますけども、国や府の補助制度のなどを活用をいただけるというものもありますので、そういった制度をご紹介していくなど、商工会とも連携をして必要な支援は講じてまいりたいというふうに考えております。

また、住宅改修補助金交付事業でありますけども、住宅改修の推進を図りますとともに、町内商工業の活性化に資することを目的として、経済効果はあるというふうに考えておりますけども、限度額の見直しでありましたり、新築住宅への拡充については、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 以前も同じ質問で同じ答弁でございましたが、国・府の補助金のそういったものを紹介するということでありますが、やはり大きなお金が商売ですのでかかる。その利子を補償するとかそういうことが国・府の紹介であるかと思うんです。

懇談会の中で、住宅改修助成制度というのは大変うれしいですという声がありました。それと同時に、やはり対象の拡充を願う声もありました。今、補助対象は、自ら居住するための主たる住宅の工事と限られておるわけですが、今も町長が新築とかには出さないということでありました。しかし、そういった新築や、また、お家がある方が離れの屋根を少し直したいなとか、そういったときにも使えるような対象を広げるということもできないのかどうか、その点をちょっとお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど答弁を申し上げたとおりでございます。

前回からは何も変わっていないところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） しかし、実際にお商売をされている方のそういった声もあることで、対象を広げるということも必要ではないかと思うんです。そういったことも考えた上で、ぜひ検討課題として検討していただくことを要望しておきます。

4点目に、教育環境について、教育長にお伺いをいたします。

1つには、就学援助を申請する際、民生児童委員の意見書をつけて提出することとなっておりますが、法律では必要性を求めています。府下でも2市町村だけとなっております。不要とすべきと考えますが、教育長の見解をお伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 京丹波町の就学援助費に関する規則取扱規定において、校長は、認定にかかわる児童生徒の生活状況等について、担当民生児童委員の協力を得て確認し、教育委員会に副申すると定めております。

申請しやすい環境づくりを進めることも大切ではございますけれども、地域で身近に児童生徒の見守りや必要な支援をいただいております民生児童委員にご協力をいただくという福祉面での重要性についても認識しているところでございます。

そうしたことを踏まえまして、申請書の確認方法につきましては、教育委員会におきましても、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） ぜひ検討していただきたいことを望んでおきます。

2つに、京都府内の小中高における不登校の児童生徒が全体に占める割合は、全国平均よりも高い状況であります。本町での小中学校における不登校の状況と対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 本町におきます不登校の状況にある児童生徒ですけれども、1月末現在で、小学校3人、中学校6人となっております。

不登校への対応につきましては、個々の児童生徒の発達段階や課題に応じまして、家庭訪問によります保護者との連携、児童生徒には、放課後の登校や保健室等での学習の実施など、きめ細やかで組織的な対応をいただくとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによります児童生徒や保護者への個別相談、指導も行っていただいているという状況でございます。また、家庭等に課題がある場合には、関係機関と密接な連携のもとに対応するなど努力を重ねていただいている状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 小中で9人という報告であります。いろいろな不登校の子でも、学校までは行くけれども教室に入れなとか、保健室で勉強はするとか、そういった子もあるかと思うんですけれども、中にはやはり部屋から出てこないとかひきこもり、そういった子どもというのは本町においてはおられるのかどうか、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 個々のケースはさまざまございまして、学校のほうにも保護者に引率されてお昼前に登校するというようなケースもございまして、また、部屋に閉じこもったままで、担任の先生が訪問しても顔を合わせにくい場面もあるように聞いております。でも、学校としましては、できるだけ子どもたちと顔を合わせて状況を把握するように努める努力はしておりますけれども、個々の児童生徒の状況によりましては、そういう状況もあることは事実でございます。そんな場合は、また保護者と面談しながら、普段の子どもの様子を聞かせていただいたりしながら、児童生徒理解に努めていただいているという状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 学校それぞれ努力もされておられます。ある小児科医の先生がおっしゃっております、やはり不登校になりたくてなる子どもはいないと。肉体的、精神的、社会的に不安で満たされない子どもこそ、学校と家庭という小さな世界の中で身動きが取れ

なくなっているというようなことをおっしゃってましたが、教育長も見られたと思うんですけど、3月6日付の京都新聞ですけれども、南丹市が不登校の小中学生の居場所づくりに適用指導教室を4月から開設するとの記事が載っておりました。南丹市では、約20人の小中学生が学校に通っていないと。この教室の実施に向けて平成29年度から調査研究を初め、昨年7月から試行的に教室を開いて実施していたということが載っておりました。

本町では、適用指導教室、そういった不登校の子どもの居場所づくりというようなことへの取り組みというのはされなかったのかどうか、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 準備に向けましては、南丹市と準備委員会と一緒に交流をした経過がございます。京丹波町においても、適用指導教室をというそういう動きもなきにしもあらずございましたけれども、京丹波町におきましては、先ほど言いました子どもの実態からしまして、不登校の児童生徒にとってどのような支援がいいのか。どのような居場所があればいいのか。このあたりについて学校と十分連携しながら子どものケアと、そして、自立を目指して対応を考えていきたいというふうに現在のところ考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） ちゃんと学校と連携をとって、その子どもたちの実態にあわせた対応をしているということでもありますので、必ずしもそういった教室を開いたからどうこうということとは言えないかと思いますが、今後のことも考えながら、またこういったことが必要であれば、そういう居場所づくりも考えることも必要ではないかと思っておりますので、その点だけちょっとお伺いしてよろしいですか。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 子どもたちにとって、本当にどのような居場所がいいのかについては、十分議論をする必要があるかなと思っておりますし、子どもがそれぞれ、先ほど議員がおっしゃったとおり、いろんなハードルを越えていかなければならない課題がたくさんあるわけですけれども、子どもたちを目の前にして、そこら辺については児童の実情によく合わせながら、学校と十分連携しながら、また家庭とも連携しなければならない部分があると思っておりますので、このあたりをしっかりと見きわめながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

4番、東まさ子君。

○4番（東まさ子君） それでは、ただいまから平成31年第1回京丹波町議会における私の一般質問を行います。

まず最初に、住民要望についてということで、第一に、高齢者が利用されております通所サービス「みんなおいデイ」は、町が町内のNPOに委託して実施してきた事業であります。17年間続いてまいりましたが、平成31年3月末で事業所がこの事業から撤退されることになりました。

撤退の理由としては、事業所が発行しておられる機関紙によると、報酬が減ったことと利用者が減ったことで経営の継続が困難になったと報告がされております。

一方、利用者さんは、大変楽しみにされておりましたサービスであり、生きがいにもなっていたことから、存続をしてほしいと町へ要望がされてきたところであります。

今回のように利用者が望んでおられる。また、事業所も続けたいけれども、事業を更新することができないというこうした矛盾は、人手不足もあるかもしれませんが、大きいのは国が介護保険制度を次々と改正をして「みんなおいデイ」のような事業を介護サービスから外し、単価の低い事業へ改定したことにあります。一番影響を受けているのは利用者の皆さんであります。町としても相対的に見れば、こうしたサービスに参加することで高齢者の方がいつまでも元気に地域で頑張れることは、健康寿命を維持することにつながり、町の目指す方向にもなります。

昨日の答弁では、町が直接事業を実施することで調整しているというふうな答弁でございましたけれども、4月から実施できるかも含めて改めてお伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 3月7日の北尾議員の質問で答弁をさせていただいたとおりでございますけれども、念のためにもう一度答弁させていただきますと、利用者の皆さんの希望でありましたり、心身の状況をお伺いしながら、他の事業所への委託でありましたり、町直営の通所型サービス等への利用調整を始めまして、地域や民間の施設でありましたり、またマンパワーの活用も視野に入れ、協力いただける事業者や機関等へのアプローチをやっておるといような状況でありまして、引き続き、利用者の皆さんとの面談を行いながら、提案なり調整を行っていききたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 目先のそういう事業の費用対効果というか、そういうことにとらわれ

ず、やはり高齢の皆さんが健康寿命が長くなって、そして、長くなるということは、医療費が安くなることでありましたり、また地域でいろんなことをやっていただけるということで、町にとっても地域にとっても大変こういうサービスは役割を果たしていると思っております。根本には、国が介護保険制度をどんどん改正してきて、こうした介護予防に出すお金を減らしてきているということにあります。しかしながら、今、町長が答弁されてまいりましたように、国がそういう政治を押し進めてきたとしても、やはり防波堤となって、やっぱりいろんなサービスの提供を考えていくこととなります。いろいろと調整をしているということでもありますので、しっかりと今こうした制度が果たしている役割を検証していただいて、取り組みを進めていただくことを求めていると思っております。

次に、町道高岡鎌倉線の道路維持管理についてであります。

この町道は、区民の生活道路であり、通学路でもあります。平成29年の台風により山の法面が崩落し、町道へ土砂が堆積したことから、現在も応急処置がされたままであります。早期の改善をと昨年のタウンミーティングでも要望がされておりました。私も12月議会で質疑をしたと思っておりますが、答弁では、年度内に準備しているということであったと思っております。この町道の災害復旧と道路の改修について伺いたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 実施時期ということではよろしいでしょうか。

4月に工事の発注を行いまして、5月下旬に契約をする予定で現在発注の準備を行っておるところでありまして、工期は約4カ月を予定しておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 本当は年度内というふうな答弁もあったところではありますが、ホームページを見させていただくと発注の時期の見直しもあったというふうに思っております。通学道路でありますのに、こういうふうに事業年度がおくれたということについては、何か理由があったのか、お聞きしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 測量設計に期間を要したことや崩落しております法面につきましては、個人の所有地ということになっておりましたので、その辺の用地確保の調整等に期間を要したということでございます。

今後につきましては、早期完成に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 次に、個人情報問題に関連してお伺いをいたします。

自衛隊への18歳、22歳の名簿提供について伺います。

2月17日の京都新聞では、市町村の対応について、名簿提出が36%、該当者を抽出した名簿の閲覧を認めるのは34%、該当者を抽出せず閲覧を認めるは20%、いずれの対応もしないが10%と報道しております。

そこで、本町の対応とその根拠についてお伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 自衛隊の名簿提供につきましては、平成26年に京都府を通じまして防衛大臣からの依頼がありまして、自衛隊法施行令第120条に基づきまして、提供しておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 提供しているということではありますが、どういう提供の仕方をされているのでありますか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 紙ベースの名簿でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） ということは、該当者を抽出しての紙ベースでの提供ということでしょうか。

憲法擁護義務があります自治体の立場からは、そういう個人情報の保護の立場からも、やはり名簿を抽出しての紙媒体への提供はやめるべきではないかと思っております。平成15年の戦争法の成立で、自衛隊が海外へ戦闘に参加させられる危険性があります。地方自治体として、若い青年をそういう危険にさらされるような危険のある自衛隊について、閲覧なら住民基本台帳法の関係もありますが、名簿を抽出しての名簿提供というのは、個人情報にも反するものであり、自治体として今後やめるべきではないかと思っておりますが、見解をお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 法令に基づいての提供をしております。自衛隊法の施行令なり、それから京丹波町の個人情報保護条例にも基づいて提供しておりますけれども、個人情報の提供を停止したいというような個人の申し出があれば、提供しないということも含め、これは他市町村との動向を見ながらでありますけれども、そういった対応については検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 自衛隊法第120条ということでありましたけれども、これも必ずしも自治体に義務を課しているものではありませんので、やはり個人情報の観点から、紙媒体での名簿抽出しての提出はやめるべきだということを指摘させていただきます。

次に、子育て応援のまちづくりについて伺います。

政府は、10月の消費税率10%への引き上げによる財源を活用し、10月から幼児教育・保育の無償化を行おうとしております。対象は、保育所、幼稚園、認定こども園に通う3歳から5歳児。そして、住民税非課税世帯の0歳から2歳児としております。財源は消費税で必要な無償化の費用は地方負担分を含めて7,764億円の見込みとされております。10月から半年分に限り国が全額を負担いたします。最初の半年は国がお金を出しますけれども、平成32年度からは自治体が自主財源となる消費税分から充てなくてはなりません。公立の保育所は全額市町村の負担となります。また、給食費が徴収されることとなります。国の想定額としては、主食費が3,000円、副食費4,500円で月7,500円とされておりまして。

そこで、無償化は子育て世帯の願いではありますが、問題がありますのでお伺いをしてまいります。

まず最初に、本町の無償化に係る費用の概算額、財源措置について伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 10月からの幼児教育なり保育の無償化に要する本町の経費につきましては、保育所利用料及び幼稚園利用料をおおむね1,100万円と見込んでおるところであります。

ただし、初年度の無償化に要する経費につきましては、その全額について国費での財政措置が予定をされておるところでありまして、詳細が決まり次第、補正予算で無償化への対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、2020年度以降の無償化に必要な費用につきましては、消費税率の10%への引き上げによります地方消費税の増収分を考慮して、地方交付税による財源調整で対応をするというふうにされておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 本町は、1,100万円を見込んでいるということでありました。全額自治体の負担となりますが、地方消費税分を充てるということにもなっておりますが、地方交付税というのは、この1,100万円に見合う分は上乘せして国のほうから下りてくる

のかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この無償化分につきましては、翌年度の地方交付税の中の基準財政需要額のほうに措置されておりますので、実質、交付税での措置というふうに捉まえております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 次に、住民税課税世帯は、0歳から2歳児については無償化の対象にはなりません。現在、町が行っております第2子の保育料は半減、そして、第3子以降は無償化としておりますが、この取り組みについては、国の幼児教育・保育の無償化に関係なく継続、あるいは拡充して子育て世代の経済負担の軽減に取り組むべきと考えておりますが、見解をお聞きしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 10月から幼児教育・保育の無償化が実施をされますと、国の制度により、子育て世帯にとりまして大幅な経済的負担の軽減が図られるものと考えておるところであります。これまで無償化の対象を拡充してまいりました本町の財産振興の保育所料等の無償化につきましても、継続して取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 0歳児から2歳児については、課税世帯は対象にならないということでもありますけれども、低年齢児ほど保育料が高く、経済負担も大きいという現状から見ても、今回の内容は不十分ではないかと思います。0歳児から2歳児についても、所得制限を設けずに無償化の対象とするよう求めるべきではありませんか。見解をお聞きします。

また、町が独自で行ってきました軽減措置分を拡充して、こういう財源に充てるべきではありませんか。お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今のは国にそういう制度を求めろという質問ですか。

（「それも含めて町独自の」と東議員の発言あり）

○町長（太田 昇君） 先ほどお答えしましたとおり、本町のものについては継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 0歳児から2歳児についても、所得制限を設けず無償化にするべきこ

とをやはり言うていただくことが必要だと思っております。

次に、給食費の無償化を対象外としておりますが、食事は子どもの発育・発達に欠かせないものであります。栄養の摂取はもちろんのこと、みんなで食事を楽しむことは五感を豊かにし、心身の成長に重要であります。給食は、保育の重要な一部であり、これまで保育所の給食は保育料に含まれておりました。幼稚園も含め給食費の実費負担、実費徴収は行わないようにするべきだと考えますが、見解をお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 保育所に入所しております3歳児から5歳児の給食の副食費につきましては、これまでも保育所利用料の一部として保護者が負担をしてきたところでありますので、10月以降の幼児教育・保育の無償化に当たっても、この保護者負担の考え方を維持させていただき、無償化の対象外というふうにされておるところであります。低所得世帯につきましては、今回の無償化により負担が増えないよう給食費の免除措置も設けられる予定となっておりますので、国の方針でありましたり近隣自治体の動向も考慮した上で検討してまいりたいというふうにご考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） でも、一般的に保護者の皆さんというのは、保育料の無償化ということになった場合、その給食費も含めた保育料になっておりますので、保育料負担というのは考えておられないのではありませんか。お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 給食費は、その対象外ということで理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 今対象外ということでありましたけれども、実際にそういうことになると、低所得者に対応があるというふうなことでありましたが、給食費の負担と消費税の増税分と合わせると、負担増になることにつながるのではないかと思っておりますので、この給食費の負担というのは、やめてもらうように国に言うべきでありますし、そして、この保育料無償化の財源も消費税ではない財源を使って行う、消費税と切り離すべきと考えます。そのことを強く申し上げておきたいと思っております。

それから、次に、国保税額を決める際の均等割について、子どもの均等割について減免措置を設けるべきとこれまでも言うてまいりました。

そのことについて、まず最初に求めるものであります。平成31年度の府が示す納付金

及び標準保険料率及び本町の国保税の税率について伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町におけます国民健康保険事業費納付金でありますけども、4億4,991万2,357円であります。また、本町の市町村標準保険料率は、公表されております3方式では、医療分の所得割率が8.38%、均等割額が2万8,541円、平等割額が1万9,332円、後期高齢者支援金分の所得割率が2.74%、均等割額が9,126円、平等割額が6,182円、介護納付金分の所得割率が3.03%、均等割額が1万2,407円、平等割額が6,397円でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 次に、国保加入世帯の18歳以下の子どもの数はどうなっているか、お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国保加入世帯の18歳以下の人数でありますけども、平成31年1月31日現在で296人でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 詳しいことはまた特別会計のところでお伺いをいたします。

次に、均等割は、大人も子ども同額であります。本町の子どもの均等割は3万1,500円であり、加入世帯に子ども1人いれば3万1,500円が加算される。子ども2人であれば6万3,000円にもなります。今、少子化対策の重要性が指摘をされております。生まれたばかりの子どもでも3万1,500円の国保税の負担は重いではありませんか。子どもの均等割について減免すべきではないかとお伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 子どもに係ります均等割の負担軽減につきましては、国におきまして、今後の検討課題というふうにされておるところでございます。子育て支援、あるいは、他の医療保険制度との公平性を確保するという観点からも、国の責任と負担による事項であるというふうに考えておりますので、今後とも、京都府を通じて要望を行ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 政府も自治体もですけども、盛んに少子化対策を口にいたします。子どもの数が増えるとペナルティーのように保険料が高くなることから、やはりこれは改善が必要であります。また、所得のない子どもに後期高齢者医療分の負担までさせるというのは

問題で、子育て支援の立場からも問題であり、逆行していると考えますが、この後期高齢者支援分にまで子どもが負担しなくてはならない均等割について、見解を求めます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国におきまして、社会保険制度の全体として検討がされておるといふうに認識をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 次に、一般会計から繰入金（福祉医療波及分）について、この間、2,100万円を一般会計から繰入をされてきましたけれども、平成31年度はどのように対応されるのか、お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 福祉医療波及分の繰入につきましては、法定外繰入でありまして基金が増加する等の状況の改善が見られておりますことから、平成31年度の繰入は実施しない予定というふうにしておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 町長のほうから、基金が増加していることから改善はしないということの答弁でありましたけれども、そもそも基金が増加というのは、保険料を取り過ぎているということではありませんか。そうした基金を理由にしたこういう一般会計からの繰入をやめるということはいかかなものかと思えますけれども、どうですか。見解を求めます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 単年度ではなしに、こういった状況で基金が増加しておるといふうなことになってきたところでもありますので、繰入は実施しないということにさせていただいておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 納得いかない答弁であります。保険料の取り過ぎのために基金が増え続けているということでもあります。

国保加入者は、これまで言うておりますように、非正規の労働者でありましたり年金生活者が多く、低収入である一方、高齢者が多く、医療費が高くつく構造問題を抱えております。

その解決には、公費負担を増やすしかありません。全国の知事会も1兆円の公費投入を要求し、3,400億円の財政措置がされているところではありますが、まだ足りておりません。町長も府を通じて要望していくとの見解を示されております。そうした中で、やはり、今以上、負担を増やさない据え置きとされておりますけれども、今以上に負担を増やさないこう

ということだけではなしに、少しでも負担を減らすということが今回の都道府県単位化の目的でもありますし、もっとやはり住民の被保険者の暮らしに目を向けた対応をするべきではありませんか。3億2,600万円、平成30年度末には基金があります。今回、平成31年度に基金を崩し、2億8,000万円基金があるということでもありますので、これは本当に保険料の取り過ぎであります。見解を求めておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどの答弁でもちょっと言葉足らずでありましたけども、長期的な視点に立って、安定的に運営していくということを第一に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 長期的にも何も、今本当に住民が困っているのであり、そういう答弁は暮らしに目が向いていないということであることを指摘させていただきます。

次に、まちづくりについて伺います。

町の行政組織の機構改革が行われ、平成31年度から企画財政課に財産管理係を置き、債権の管理を総合的に推進するとしておりますが、事業の内容について伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 債権の管理につきましては、庁内で私債権を中心に滞納者の債務の状況等を共有する仕組みづくりや滞納整理に関して、調査・研究を進めていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 例えば、国保税の滞納者は、国保税だけではなく、町税など他の滞納、未納を抱えているケースが多いのではありませんか。債権の一元管理をするのであれば、滞納、未納について総合的に相談できる体制を整備すべきと考えますが、見解を伺います。

また、滋賀県野洲市では滞納者に対し、滞納は生活困窮者のシグナルと捉えて、野洲市債権管理条例をつくり、生活再建の手助けをしております。見解を伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町の債権管理につきましては、生活困窮という事情も加味した総合的な対応が必要であるというふうな認識を持っておるところでありまして、野洲市におけます条例につきましては、税外債権の適正管理を行う上で課題となります納税者情報の連携共有とあわせまして、生活困窮者支援部署と債権管理部署との新たな連携という視点に基づきまして、総合的な取り組みにより、生活再建支援を成功させている事例として注目すべきもの

であるというふうには理解しておるところでありまして、しかしながら、税務情報の活用に対しましては、本人同意等を前提として取扱いが必要になってまいりますなど、クリアすべき点もありますので、慎重な対応も必要であるというふうにも考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 野洲市の取り組みを評価されているということでもあります。こうしたことについては、本人の同意ということが必要だということも今おっしゃられました。そういう対応をクリアする方策も含めて、やはり本町でもこういう取り組みをしていくべきではないかと思います。

京丹後市でも実施がされているということでもあります。差し押さえをして一時的な効果を上げるよりも、生活を再建して納税をしていただく方が将来つながっていくことのほうが長期的な納税効果が大きいということも実証されているようでもあります。

頼りがいのある行政、市民生活の安定こそということで実施がされているようでもあります。ぜひとも本町でも検討していただき、対応していただけるように求めておきます。

次に、丹波地域開発株式会社への公金投入について伺います。

第三セクターであります丹波地域開発株式会社は、毎年黒字で利益が出ていると言われてきましたけれど、借金の返済が計画どおりにできなかった結果、返済の目途がつかず、2年前倒しをしての6億700万円の公金投入となりました。公金は法令に基づき支出がされなければなりません。自治体の資金の源泉が住民等による租税負担である以上、自治体は資金を最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというのが地方自治法第2条第13項でありますし、地方財政法の第4条第1項は地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えてこれを支出してはならないと法で定めております。この立場が根幹であります。

総務省の第三セクターに関する指針では、財政支援の前に経営の効率化・合理化に取り組むこととしております。今回の丹波地域開発株式会社への公金投入の前提として、やはり会社の経営改善が図られたのかどうか問われているのであります。会社の主たる売上収入は、賃料と共益費であります。特に、賃料については、基本賃料の値引きをして現在に至っておりますけれども、キーテナントであるA社の賃料は、他の町内テナントの賃料と比べても特段に低く設定がされているのではありませんか。また、A社に対する駐車場の借地料は、賃料が変更されているにもかかわらず、当初から変更がされずに推移してきたのではありませんか。

したがって、A社の賃料や借地料3件ありますけれども、これらの見直しを改善すること

が公金投入する前にやはり必要だったと考えておりますが、町長はどのように判断をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 丹波マーケスでありますけども、町内唯一の商業集積施設として、町民の皆さんの日々の買い物や暮らしを支えるとともに、地域経済の活性化の面でも重要な施設であるということから、将来にわたって守っていくには、施設を運営します丹波地域開発株式会社に対して、一定の支援が必要であろうということで当時判断されたというふうに考えております。

また、賃料でありますけども、これにつきましては、取締役会でありましたり、国の機関であります株主の中小機構等も入れた会議等による協議等によりまして、決定されたものというふうに理解しておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 唯一の商業施設であるということやら地域の活性化ということは、そちら、わからないわけではありませんけれども、6億700万円という多額の公金投入に際して、やはり補助金も出しているわけでありますので、我々が補助金を受けるときについてもいろんな調査というのがいろいろと細かくされるわけでありますけれども、このような大きな金額を投入する際の会社の経営改善について、もっとしっかり太田町長自身がどのように考えているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、そういったことで、当時そういうことも判断をされて、議会で決定をされたのではないかというふうに推察しておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） しかしながら、今、町民による住民訴訟も起きているのでありまして、これは全体に認められている問題ではないということでありまして、客観的に認められていないということでありますので、やはり太田町長自身がしっかりこの経営実態など自分自身の目で確かめて判断することが必要だと思いますけれども、町長自身は前のときに判断されたということでありますけれども、これでよいと思っておられるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 丹波地域開発株式会社につきましては、京丹波町としても出資しておりますわけでありますので、その出資者の立場としてしっかり注視していきたいというふうに考

えております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 以前、この問題について質問したときに、借地料の見直しを言ったときに、借地料の見直しというのは賃料の改定とあわせてすべき内容になっているということでありましたが、今回、借地料というのは、太田町長はおられなかったのであれかもしれませんが、調べてもらったらあれですけど、借地料の改定は当初から何もされていないわけでありますので、そういった面からもやはりこれは問題であるというふうに思います。いろんな今申し述べました法律に則っても、違法な支出に値する経営内容であるということを指摘しておきます。

次に、施政方針について伺います。

商工業の振興については、一部景気回復の兆しも見えるものの、中小業者にとっては依然と厳しい経済情勢の中でといたしまして、さまざまな施策を示されておるところであります。その中で、10月に実施される予定の消費税10%引き上げに伴う低所得者及び子育て世代への影響を緩和し、消費喚起を目的としたプレミアム商品券の発行について伺います。

商品券は、2万5,000円分を2万円で購入できるものとしております。今回は、町民全員を対象にしておりましたが、今回、商品券購入の対象者を住民税非課税世帯、あるいは3歳未満の子がいる世帯主としておりますが、その理由について伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど議員がみずからおっしゃったとおりでありまして、消費税の引き上げに伴って国が示している対象者の方について、実施をするものであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 実施委託料として775万円を計上しておりますが、全体の経費及びその内容についてお聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 平成31年度については、議員おっしゃるとおり、775万円を計上させていただいているところでありまして、これにつきましては、事務費ということで国のほうから100%の国庫補助をいただくものであります。

内容といたしましては、事前の事務費ということで、消耗品でありますとかプレミアム商品券の印刷料等の人件費も含めてという形で国庫補助を受けるものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） この商品券の発行であります、低所得者や子育て世代の消費にどの

ような影響を与えると考えているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） このプレミアム商品券では、消費税の10%の引き上げが低所得者や子育て世帯の消費に与える影響があるということでそれを緩和するということと、地域における消費を喚起・下支えするということで実施をされるものというふうに理解しております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 今おっしゃっていただきました消費喚起にもつながるということでありましたけれども、前回のプレミアム商品券発行もされたところでもありますけれども、消費喚起につながったのかどうか、前倒しで購入したりということもあったのではないかと思いますけれども、消費喚起につながると考えておられるのか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 前回のときに、通常の10%のプレミアム商品券の実施を商工会のほうでしていただいているわけですが、中身的には飲食料品の小売の関係が一番多いということですし、前回のプレミアム商品券のときには通常のプレミアム商品券に見られなかった、いわゆる建築工事の関係でご利用されたところも出てきていたということですので、そうしたことで幅広くご利用が少しプレミアム商品券については見込めるのではないかというふうに思っているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 商品券を購入するためには2万円の原資が必要となりますが、中には、用意することが困難な方があるとしたら、この事業の恩恵にあずかれないということになりますけれども、そういう問題は発生しないかどうか、想定されないか、お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 購入対象者が低所得者及び子育て世帯となっておりますことから、最低券面額は5,000円、販売額4,000円から購入が可能というふうになっております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 先ほども言いましたように、消費の先食いというか、そういうことになる可能性もありますし、また、手間の多い商品券であります。商店街の皆さんへの影響もよいことばかりではないというふうに思いますが、商店街だけではなく、その対象となる事業者の手間とかそういう問題について問題があるのではないかと1つお聞きしておきたいと思えますし、また、2014年の8%の増税を契機として、実質家計消費は年

額で25万円落ち込みをして、現在も回復がしないまま至っているというところであります。先ほどもお聞きしたことにも関連いたしますけれども、このような一時的な対応で不況を改善できるのかということが課題であります。町長はどのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今回の商品券の発行事業でありますけれども、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和することが目的となっておりますので、その商品券発行によりまして、その負担の緩和を通じて一定の消費喚起にはつながるのではないかとこのように考えております。

また、商品券発行事業は、消費喚起を促すということでもありますので、地域経済の活性化にも多少は繋がるというふうに考えております。

ただ、議員がおっしゃられたように、2014年の8%増税時の落ち込みがどうであるかというのは、これは全体的な経済対策というふうなことが入ってくると思えますので、その一面の1つであります商品券の発行だけでカバーできるというふうには私も考えてないところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 逆進性が強い消費税の増税は、住民の暮らしや地域経済の衰退に拍車をかけることにつながります。ですから、安倍政権は、影響を緩和するために消費税率上げ幅以上のポイント還元や、また、商品券などで国民の目先をごまかそうとしているとしか思えません。このような税金の使い方をするならば、この10%への増税をやめるべきであるということをご指摘をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩します。午後1時15分までとします。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時15分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山田 均君の発言を許可します。

10番、山田 均君。

○10番（山田 均君） 日本共産党の山田 均です。

平成31年第1回京丹波町定例議会における私の一般質問を行います。

3月11日、本日は、東日本大震災から8年目を迎えました。今なお避難生活者は5万1、

778人で、福島第一原発事故による避難者数は4万141人です。また、プレハブ型の仮設住宅での生活を余儀なくされている被災者が3,418人と復興庁が公表をいたしております。原発は安全との神話を振りまいてきた東電や政府の責任は重大です。何の責任もない被災者が置き去りにされているのです。先日も原発の事故現場が放映されていましたが、廃炉の見通しも立たない状況です。原発の使用済み核燃料の処分方法もないことから、トイレのないマンションと同じと言われております。原発の安全の確保には、廃炉・廃止以外にありません。

安倍政権が進める働き方改革や森友・加計問題にさらに統計不正問題が加わり、政府としての役割が果たせない状況になっています。統計不正問題は、消費税10%増税の根拠をなくすもので、絶対に増税は認められません。国民世論を無視した国会運営など安倍政権は数の力でやりたい放題です。

さらに憲法9条を見直し、何が何でも自衛隊を海外での武力行使に道を開こうとしています。選挙できっぱり審判を下すときです。

国の政治が国民の暮らしに見向きもしない中で、町政の役割は非常に大切です。平成31年度の施政方針では、説明責任と常に住民目線で物事を考えることを述べられましたが、平和を希求し、自治体の役割である福祉の増進を基本にした町政の精神が求められていると考えます。

こうした立場から次の3点について町長にお尋ねをいたします。

第1点目は、施政方針についてお尋ねをいたします。

平成31年度の施政方針では、健康の里づくり実現に向けて5つの柱を掲げられています。その中の2つ目の柱として、環境整備についてお尋ねをいたします。

地域が元気であることも健康の里づくりの重要な要素であるとして、活力ある地域づくりや地域の課題解決に向けて、引き続き地域の活動を積極的に応援してまいりますとしております。

初めにも言いましたが、福島原発事故から8年、いまだに故郷に帰れない状況は、原発事故の恐ろしさを感じずにはられません。

施政方針では、原子力防災については、万が一の事故に備え、住民の安全と安心を守るため、地域協議会での連携、原子力施設の現状や安全対策などの把握、住民避難訓練の実施、避難計画の確認・検証を行い、課題の解消に努めてまいりますとしておりますが、福島原発事故を見れば、原発は廃炉・廃止以外に危険を防止することはできないと考えますが、町長のお考えを伺っておきます。

また、廃炉・廃止に向けた取り組みを進める考えはないのか、あわせてお聞きをしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議員も述べられましたとおり、本日は、3月11日ということで、東日本大震災で尊い命が奪われた日でありまして、この国に生きる者として決して忘れてはならない日というふうに考えています。

同時に、福島第一原発の電源喪失に伴いますさまざまな事故が発生したということで、これについても本当にふるさとに帰還が困難な人たちがいらっしゃるということで、これは昨年の秋にも実際に双葉町のほうにも行ってまいりましたし、帰還困難地域、制限区域の中にも行ってまいりましたし、次に行くときは伊澤町長と一緒に第一原発の中に入ろうという約束もしたところであります。

そういった意味もありまして、できるだけ原子力に頼らない電力供給が望ましいと私も基本的には考えておるところであります。

しかし、一方で、北海道の胆振東部地震のときには、北海道全体がブラックアウトになるというようなこともありましたので、このエネルギー政策につきましては、総合的な観点から考えていく必要があるというふうに考えておりまして、これは国政の場で、安全保障でありましたり環境問題、経済など総合的に議論が必要であるというふうに考えておるところであります。

なお、大飯発電所の1、2号機は、最新の安全基準を満たすことが困難であるというようなことで廃止になったということでありまして、安全性を優先して取り組まれているものというふうに考えておりますし、町としましては、安全安心確保のために、地域協議会を通じてしっかりと要望なり状況の把握に努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 地域協議会での連携、原子力施設の現状安全対策などの把握、住民避難訓練の実施、避難計画の確認・検証を行うことを軽視したり、否定するものではありません。訓練や避難計画の確認・検証など、当然必要なことではありますが、万が一事故が起きた場合に放射能は目に見えません。そのときの風などの気象条件によっても大きく変わりますが、川などもあればそれに沿って流れていくことは明らかになっております。

京丹波町は、高浜原発の30キロ圏内には和知の北部地域が、50キロ圏内には全町がすっぽり入る地域であります。課題解消のためには、あらゆる機会を通じて原発の廃炉・廃止

を求めていくべきと考えますが、改めて町長の見解をもう一度伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど述べさせていただいたとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 具体的には、今国会にも原発ゼロ基本法案が提案もされておりますし、原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟などもあります。そういうところにも加わったり、そういう法案への支持を表明したり、そういう町としての町長として姿勢を発揮させていくべきだと思いますが、その点については町長の考えはどうか、伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） できるだけ原子力に頼らない電力供給を進めていくべきと考えておりますけれども、電力については総合的に国の政策で判断されるべき事項であるというふうに認識しておるところでございます、先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） よく国の判断ということを言われますが、やっぱり町長は、1万4,000人余りの町民の代表でございますので、自治体が福祉の増進、住民の命と暮らしを守るという立場から発信、また行動もしていただくことを求めておきたいと思います。

次に、5つ目の柱である産業振興についてお尋ねをいたします。

1つ目に、有害鳥獣対策であります。

狩猟者の確保・育成を図るための免許取得支援制度などの取り組みについて、現在、有害駆除は、猟友会と委託契約を結び、猟友会に委託をしておりますが、委託の方法、駆除員の任命方法、公金である報償金の支払い方法など、抜本的な見直しが必要と考えます。見直しの必要はないと考えておられるのか、まず伺っておきたいと思います。

また、報償金の支払い方法については、4月から実施をできる状況になっているのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 有害駆除の委託につきましては、被害に応じた柔軟な対応が必要であるというふうに考えておりますので、委託の方法でありましたり、駆除員の任命の方法、報償金の支払い方法などにつきまして、他市町の状況も確認をしながら、最良な方法を検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

答弁漏れですか。

(山田議員の発言あり)

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） どのような根拠で4月から実施をしないのかということなんですか。予定を4月からして。

(山田議員の発言あり)

○町長（太田 昇君） 計画はしておりません。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 有害駆除事業を猟友会に全てをこれまで委託をしておるわけですが、今、近隣町の状況なども確認してということでしたが、駆除員を任命しているのは京丹波町でございまして、駆除員への許可書は京丹波町長名で出しておるわけですから、やはり一人ひとりに直接渡すということが本来あるべき姿ではないかと思うわけですが、そういう考えは1つあるのかどうかというのが1点。

2つ目には、報償金の見直しなんですけど、特にイノシシの場合には、ウリボウ、子どもの場合、これも同じ1頭当たり報償金を1万5,000円出しておるわけですが、やはりこれは額を見直すべきだと思うんですけど、その点についての考えはあるのかどうか。

それから、猟友会の瑞穂支部でございすけども、月ごとに有害捕獲審査会が行われて、カメラのSDカード、許可書、個人ごとの捕獲報告書など提出を求めておるわけですが、有害駆除に対して必要な書類の提出というのは、有害駆除事業の実施主体である町に直接提出を求めるのが当然ではないかと思うんですけど、その点伺っておきたいと思います。

今ありました報償金の支払いについても、公金でございすので、やはり直接駆除員に町の公金としてそれぞれ個人ごとに振り込むというのは本来のあり方だと思うんですけど、この点については見直しの考えはないということだと思うんですけど、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、ただいまのご質問にありましたウリボウの関係でございすけれども、ウリボウに対しましても、今のところイノシシと同等ということにさせていただいておるところでございまして、やはり成獣となりますと、また被害を加えるということもございすので、今後また対策協議会のほうでも議論は出していかなければならないなというようには考えておるところでございす。

また、有害の捕獲の報告の状況でございすけれども、そちらにつきましては、現在、写

真につきましては、SDカードで個人ごとに集めていただいたものを町のほうに出していただいておりますということと。あわせて、どこで何頭とったかという報告につきましては、支部で取りまとめをいただいて出していただいておりますというようなことになっております。

報償金の支払いにつきましては、先ほど町長の答弁からございましたように、他市町の状況も把握をしながら最善な方向に向けて検討してまいるといってございまして。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） もう1点お尋ねしたんですが、いわゆる駆除員の許可書、これも猟友会を通じて渡されておられるわけでございますけれども、やはり町長名で出されてるものでございますから、直接駆除員に渡すということが本来のあるべき姿だと思うんですけども、これもあわせて隣町等の状況で判断することなのかどうか、あわせて伺っておきたいというように思います。

やっぱり猟友会との契約書を見ますと、5条、6条で許可書の返納、捕獲などの実績報告、完了分の提出を求めるといってなっておりますが、やはり事業主体である駆除事業の主体は京丹波町でございますので、主体性を持った取り組みが必要だと思うんですけども、その点についての考え方をもう一度伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 現在のところでございますけれども、猟友会のほうに有害鳥獣の事業につきまして委託しておるところでございます。そうした中で、許可書のほうにつきましては、猟友会のほうからこの方に隊員としてお世話になるということで、うちのほうに推薦を上げていただいて、その方に有害の許可書をお渡ししておるといってなっております。その辺につきましても、今後いろんな面で検討の材料にはなってくるかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 以前から、この駆除事業については、いろいろ問題点や支部でのいろんなトラブルもあるわけでございますけれども、そういう点でいいますと、見直しの時期はいつを目途に取り組みをしようとしておられるのか、伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 時期につきましては、内容等の検討も他市町の調査等も必要となってまいりますので、今の時点でいつからということとは報告できません。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） やっぱりこういう公金も扱うものでございますので、やはり早く結論や方向を示して、できることから改善をしていくということが私は必要だと思いますし、それが問われていると思いますので、その点を強く申し上げておきたいと思います。

次に、担い手育成について伺います。

担い手確保については、待ったなしの近々の課題と考えます。農業の担い手はもちろんですが、同時に地域や集落の担い手でもあります。

施政方針では、多様な担い手を増加させるために、空き家の活用や新たな研修制度の仕組みの構築を進めるとしております。担い手の確保にはもちろん技術習得や就農も必要ですが、第一は住むところ、第二は耕作する農地、第三には行政の支援、これが必要と就農者は言っております。多様な担い手を増加させるために、安心して農業ができる環境や体制が必要です。新たな研修制度の仕組みとあわせて取り組むべきと考えますが、見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新たな研修制度の仕組みにつきましては、多くの就農相談がある中で、農業体験の無い方も多くありますので、そうした状況の中で、集落営農組織でありましたり、農業法人や農業公社等で体験や研修を行っていただくことで、農業の大変さでありましたり、京丹波町の良さを知っていただいて、就農につなげていきたいということを目的に実施してまいりたいというふうに考えております。

また、新規就農者の受入に際しましては、地域の支援体制を把握する必要がありますので、そのために住居でありましたり農地、賃貸ができます農業機械や区の概要などがわかる地域概要書というようなものを取りまとめて、それで情報提供をいただくような仕組みづくりもあわせて考えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ぜひそういう取り組みを早く進めていただきたいし、すべきだという点も申し上げておきたいと思っております。

次に、生産振興対策でございます。

生産振興対策では、京丹波町産の農産物等の新たな認証制度を本年度から実施し、京丹波町ブランドの一層の確立を支援していくとしております。小規模農家も取り組めることや水稲も含めた農産物等も対象にすべきと考えます。新たな認証制度の考え方について伺っておきたいと思っております。

また、一定の基準をクリアしたものは、認証制度の対象にするということで、規模の拡大、小規模でもつくることで生産意欲につなげていくという取り組みも必要というように考えます。規模拡大や小規模でのものづくりが増えることで、遊休農地の解消などにもつながる取り組みになると考えますが、あわせて見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新たな認証制度につきましては、農産物の種類や生産規模は求めずに広く京丹波町産の農産物をアピールできるような取り組みとして進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 具体的には、取り組みのスタートとか説明、案内ということも当然必要となると思うんですが、一応目途としては、この認証制度はいつの時点でどういう形でやろうとしているのか、もう少しわかっておれば伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 現在ですけれども、お願いをしております平成31年度の予算におきまして、認証のシールの作製のほうも予算計上させていただいておるところでございます。最終、今、細かなところを詰めておる状況でございます、平成31年度、シールの作製とあわせて事業が実施できるように、できるだけ早くできるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） もう1点、生産振興にかかわってお聞きしておきたいと思います。

京丹波町の農業振興の大きな役割を果たしておりますJA京都農協が、今年の4月から瑞穂支店と和知支店にある営農指導や農産物の集荷、生産資材を扱う生産課を廃止して、丹波支店に統合するというところでございました。午前中にもこの問題は谷口議員からも質問がありました。生産課の廃止というのは、本町の農業振興、生産振興対策に大きな影響を与えると思うんですけれども、本町としての対策対応については、そのときに農業公社、振興センターでカバーをしていきたいという答弁がありました。本町の農業振興の推進について何も影響はないと考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 午前中の谷口議員のご質問で答弁したとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 谷口議員には、私が申し上げましたように、農業公社とか振興セン

ターでカバーしていきたいということでもございましたけども、京丹波町もですけども、農協と農業振興については、J Aと力を合わせて推進してきておるわけでもございます。その中で、京丹波町も合併しておりますけども、瑞穂と和知の担当がなくなるということは、大きな影響を及ぼすと思うんですね。その辺については影響ないと考えておられるのか、影響があると考えておられるのか、その点についてももう一度伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 当然、その事業の経過として縮小される場合には、それによってできるだけの不利益がこうむらないような施策というのはJ Aのサイドで考えられておると思いますので、そういった代替手段がこれから実施されますので、今の段階で影響はあるとかないか私が申し上げるようなことではないというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 町長の考え方からすれば、農協の判断でやられることだということでもございますが、町長ももともとJ Aの出身ということでもございますし、選挙でもそういう点を強調された経過もあるわけでもございますけども、農協本来の目的というのは、私が言うまでもなくご承知かと思っておりますけども、やはり営農指導が中心でございまして、その不採算部分を共済とか、金融とか、また、販売の利益でカバーをして、そして営農指導というのを基本に進めてきたというのが本来農協のこれまでの経過だったと思うんですね。経済性だけを考えるということであれば、そういう農業協同組合というのはなかったわけでもございますので、ご承知のように、農協というのは、1人は万人のために、万人は1人のためにという精神でこれまでやられてきたわけでもございます。こういうことで一方的にどんどん進められるということになれば、もちろん町の農業振興の上においても大きな影響もあると思っておりますし、農家にとっても大きな不安になるし、指導が抜けてくるということになります。

実際、農協が合併するときに、支所に営農指導については十分専門家も配置するというのを私も聞きました。現実としては、やはりそういうことにはなっていないというのは明らかでもございますし、やはりそういう面で農協に対して、町長として、1万4,200人の代表でもございますので、そういうことについての申し出とかを言うべきだと思うんですけども、そういう考えはないのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、先ほど来申し上げてますとおり、そういった支店を閉鎖することによる不利益が生じないような代替策が講じられるというふうに私は、その詳細までは理解しておりませんが、思っておりますので、それが実施されていない段階でどうの

こうのということは、私の口から申し上げられないというふうに申し上げておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 当然そういうことだと思うんですけども、そうであれば、やっぱり農協の考え方とかそういうものをしっかり聞く、そういう町長としての責任も私はあるのではないかと思うんです。やはりそういうことを聞いて町で対応すべきこと、また、農協に要請すべきこと。そういう立場に立つべきだと思うんですけども、そういう考えはないのかどうか、伺っておきたいと思います。このまま行けば、農家の方は、農協というのをとってほしいということさえ言われております。まさしく、そら、商社であれば、利益優先でやるということになると思うんですけども、農協の精神からすれば、違うのではないかというのは今農家の声でもありますので、改めて町長の見解を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議員は、そういうことによって、直ちに影響が出るというふうにもう決めつけかかってお話ししておられますけども、それでどういった代替策が実施されるかによって、町民の人の中からそういう影響があるのであれば、対応は考えていきたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私が申し上げたいのは、町長自身が1万4,200人の代表として、やっぱり公人でございますので、JAに対してやっぱり確認をすべきだと、考え方とか対応について、その上で、やはり町としての対応策も考えると。また、農協にも申し出をします。こういうことが本来あるべき町長の立場だと思うんですけども、その点についても一度町長に伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 何回も回答をさせていただいておりますとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ということは、そういうことを農協に聞く意思もないし、考えもないということだと思うんですね。それならば、ちゃんと農協に対して、この4月から廃止をするということをはっきりされておりますし、先ほど谷口議員からも午前中にあったように、この3月16日が文書が組合に配られるということでございますので、やはりそういう立場からすれば、町長としても、やっぱり農協に今後の対応なども確認していくことも、農業振興にも大きく影響するのではないかと思うんですけども、あくまでもそういうことではなし

に、結果を見て判断するということなのかどうか、もう一度伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、何回も申しますとおり、J Aとして、事業としてやられておるわけですから、廃止になる理由というのはそれぞれにあると思いますし、事業量の縮小等もあると思います。そういう中でどのようにカバーされるか、J Aではカバーする方法を考えておられると思いますので、議員のようにどんな影響が出るのかもっと具体的にお話をいただけたらと思うんですけど、出るはずであるというような予断をもってJ Aとどういふ交渉をするのかというのは、よく私も理解できないところでありまして、そういう影響が出ないように、私はしっかり見守っては行きたいというふうには考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） いえ、私は、合併の経過からそういうことを申し上げただけでございますけども、今、町長が言われるように、瑞穂と和知の支所で生産課を廃止すると。どういう影響、対応策を当然されるだろうと。こういうことを言われるから、そういう対応策について、町長として、農協に対してどういう対応を考えておられるのか、やっぱり確認する必要があるのではないかと。それで、4月から町も対応を考えないといけないと思うので、当然、そういう立場に立てば、町長として、農協に対して聞くべきではないかということ、対応策をです。そういうことをお尋ねしたので、何も具体的に出てるからどうこうということではなしに、農協が瑞穂と和知の支所の生産課を廃止することによって、そのカバーをされるだろうということでございますので、その対応はどのような農協の考え方、対応策を確認しておく、聞くというのは当然やるべき町長としての仕事だということでお尋ねをしているので、もう一度伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 何回もお答えしておりますとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 町長も、先日の答弁で、政治団体に籍を置いておることとございましてけども、平成31年1月の泰山会だよりナンバー1には、J Aグループと農協、町長の所属する政治団体との共催で新春交換会の案内もありました。誰が見ても一体と考えるわけでございます。実際、演説会のことを聞いても、通常、会場を農協は貸しません。町長の所属する政治団体は自由にですね、使用されておるわけでございますから。そういう関係から言うても、やっぱりきちっと町長として私は対応策を聞くべきだと。確認して、そして町としてどうするかということを考えるべきだということをお願いして、次の質問に入り

ます。

第2点目に、丹波地域開発株式会社の問題についてお尋ねしておきたいと思います。

丹波地域開発株式会社への公金投入後の運営は、順調に行っているということを言われますが、本当にそうなのかと住民の声もあります。昨年には、丹波マーケス内の店舗が撤退をされました。公金が投入をされてから既に2店舗が撤退をされております。公金投入時の審議の中で示された資料を見てみますと、経営支援によるほうが集客数が年間155万8,000人で売上も年間20億7,900万円に上ると。こういう大きな波及効果があるということの説明を受けました。波及効果を検証した報告はこれまで何もありません。事業報告を見ますと、集客数では、平成25年度の来客数の74.8%が平成29年度の実績となっております。また、売上についても、平成25年度の19億9,800万円が、平成29年度実績では、84%となっております。経営支援の経過がどうなったのか、検証が必要なことは、公金を投入した行政の責任だと思います。6億700万円の公金投入の波及効果の検証を強く求めておきたいと思います。

こうした実績から見ても、丹波マーケスを運営する丹波地域開発株式会社の運営が順調とは言えないことは明らかです。

そこで、お聞きをいたします。

丹波マーケスを運営する丹波地域開発株式会社の経営実態について、京都府中小企業総合センターや京都府の外郭団体である京都産業21が平成15年から平成26年までに商店街整備等支援事業診断を行ってきました。その診断助言報告会の資料で、平成26年10月9日付の配付資料を見ると、資料の8ページでは、③として、丹波地域開発株式会社の収入の約3分の2がサンダイコー株式会社及びその関連会社からの収入である。丹波地域開発株式会社の事業状況がサンダイコー株式会社の事業状況に大きく左右される関係にあることは明白である。一体になって業績改善に取り組むことが望ましいと指摘をしております。また、平成25年の改善策として、土地の売却の予定まで記載をされております。京都産業21の事業診断事後、助言報告でサンダイコー株式会社の経営情報は、地域購買力の低下により、決して楽観できる状況ではなくなっている。サンダイコー株式会社の経営改善の情報や一体となって業績改善に取り組むことが望ましいとしております。

この指導と指摘から、公金投入の判断が大きく動いたと思います。この点から、丹波地域開発株式会社への公金投入の公益性が問われると考えますが、町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成15年から毎年行われました丹波地域開発株式会社の経営診断報告会の配付資料というのは、診断にあたりました中小企業診断士等が専門的な見地から判断をし、記載をされた客観的な指導意見であるというふうに認識をしておるところでありまして、補助金交付の公益性についても問題ないというふうな判断であったかというふうに思っております。

経営診断事後報告会は、専門家からの指導や助言、それに対して会社が行った実施項目や改善方法等について確認をしたところでありまして、ご指摘のとおり、場所は私の会社でありますので、その場所を大きく借りているところの経営に大きく判断されるというのは、会社がどこであってもそういうことではないかというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ということは、私が申し上げたのは、公金投入の大きな判断の基準になったのではないかということからすれば、本当に公益性というのは問われるのではないかということをお尋ねしたんですが、その点については、これまでから言われておる買い物弱者とかそういうことなのか、この部分だけ見れば、相当大きなインパクトがあると思うんですけども、その点についての町長の見解、もう一度伺っておきたいというように思います。

やっぱりそういう面では、この報告書の内容について、当然、検証もされたということだと思うんですけども、やはりこういう内容から見れば、町民が本当に納得できるかというように思うわけでございますけども、改めて町長の当時の公約を見ておりますと、弁護士による調査委員会を設置して、結果の公開と厳正な対処ということを述べられております。こういう立場からして、本当にこの事業診断の中身を当然検証されたと思うんですけども、あえてそういうことについてはどのような見解を持っておられたのか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどの答弁の中で申し上げたかもしれませんが、丹波マーケスは町内唯一の商業集積施設として、町民の皆さんの日々の買い物や暮らしを支えるということで、地域活性化の面でも重要な施設であるということで、その当時の判断がされたというふうには認識をしておるところでありまして、また、6億円の公金投入の経過についても、私は全く何の問題もなかったというようなことは申し上げたつもりはございませんで、やはりきちっと町民の方に説明をして、それから急に補正予算で出すような事案ではなかったというふうには思っておるところでありまして、町民にしっかりと説明をしてから決定すべきものであったというふうには考えておるところでありまして、そういう意味で、タウンミーティング

を開いて、町民の皆さんに一切説明はされていなかったものの説明を昨年させていただいたということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） これまで言われているとおりでございますけども、今、私が申し上げておきたかったのは、こういう事業診断について、町長は、それぞれ平成15年から平成26年の部分を当然目を通されて、丹波地域開発株式会社の経営実態というのは、当然、それによって専門家による指摘もあるわけでございますし、指導もあります。そういうことが着実に実行されてきたのか。その上に立って公金投入の判断がされたのかという点を、やはり町長としての責任もあると思うんですけども、その点についてはどうのように判断、また、検証をされてきたのか、もう一度伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成15年からの経営診断の中身を踏まえて、当時判断がされたものというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 当時は、当然当事者でございますので、前寺尾町長が判断されたというのは当然だと思うんですけども、新たに太田町長はどう判断されたのかと。そういうように伺っておるので、町長としての経営診断を熟読、検証された考え方はどうなのか、伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、前町長がどうのこうのではなしに、私がそのときに判断したわけではございませんので、そのときのそのことも踏まえて、議会で町長が提案して議会で承認されたというふうに理解しておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 町長の公約に基づいた対応が必要だということも申し上げておきたいと思えます。

2つ目に、ご承知のように、丹波マークスを管理運営する丹波地域開発株式会社への6億700万円の公金投入は違法であると。町民が訴えた裁判は、いよいよ最終段階に入っております。判決が出された場合、その内容について受け入れをされるということなのかどうか、見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 判決が出た場合ということでもありますので、仮定の話でありますので、

判決を見てその後の判断をしていくということでもあります。議員は、どうされるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私に対して質問で、私は町長に質問しているのですね。そら、原告団として、当然の訴えが通らなかったら、引き続いてやるというのは当たり前の基準だと思うんですけども、それ以上のことは申し上げることはございません。

3点目に、健康の里づくりについてお尋ねしておきたいと思います。

町長が掲げられております健康の里づくりの1つとして、無料・低額診療事業に取り組む考えはないのか伺うものであります。

社会福祉法第2条第3項第9号で、生活困窮者のために無料または低額な料金で診療を行う事業と定められておるものであります。経済的な理由によって必要な医療を受ける権利や機会が制限されることがないようにするためのものであります。低い年金、高い医療、介護保険などのぎりぎりの生活実態でございます。生活に困った場合、食料と医療費を削るしかないと言われております。若い方や子育て世代でも収入を得るためには働くことを優先します。お金の心配なく病院に通院できる。入院することができることが必要と考えるわけでありまして。第2種社会福祉事業として、京丹波町病院でも無料・低額診療事業実施する考えはないのか、伺っておきたいと思います。

また、美山診療所が実施している無料送迎についても取り組む必要があると考えるわけですが、その考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今もありましたとおり、この事業については、医療が必要にもかかわらず、生計困難のために医療費の支払いが困難な方に対して、無料または低額な料金で診療を行う第2種社会福祉事業として位置づけられておるところでありまして、現在のところは、生活困難のために無料・低額診療を実施するという考えはございません。

町立医療機関では、患者様の経済的困窮の有無にかかわらず、全ての患者様を積極的に受け入れさせていただいておるところでありまして、その中で、経済的に困窮されておる患者様がおられましたら、高額療養費でありましたり、生活保護をはじめとする各種制度をご案内しておりますほか、医療機関としても診療費の支払い方法の分割払い等の要望にもお応えするものとして、患者様に寄り添った対応をしてまいりたいというふう考えておるところであります。

また、無料送迎につきましては、町営バスを利用して通院されている患者さんとの公平性などの観点から、現在のところ実施は考えておらないところでございますし、一般の交通機

関を利用することが困難な高齢者等の方に対しましては、外出支援サービスの実施しておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 無料・低額診療事業を実施しておる病院というのは、医療法人などがやっております。聞いておりますと、固定資産税等が減免されるとかそういう優遇措置があるということで、府下でも取り組んでおる病院があるわけですが、そういう点からいいますと、町立病院では、固定資産税というのはかかっておりませんので、メリットとしてはないわけではありますが、町民にとっては大きなメリットがあるというように思うわけでございます。そういう面では、今もありましたけども、支払い困難とか、低所得の方とか、そういうようなことへのいろんな紹介もあったわけですが、やはり病院として患者を確保していく、また、経営的な面から医療費の減免制度、そういうものも実施をしている病院もあるわけですが、公立の病院として、また、町長が掲げられる健康の里づくりのそういう立場からも、減免措置などを取り入れて安心して医療にかかれるようなそういう取り組みをしていくべきではないかと思うんですけども、その点についてはどうなのか、伺っておきたいと思えます。

町長が施政方針で、可能な限りさまざまな分野にチャレンジということをお述べおられます。この医療費の問題についても、そういうような考え方はないのかどうか。また、検討する余地も全くないという考えなのか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町立病院の患者さんの受け入れ及び経済的困窮者の対応につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 美山診療所が無料の送迎をしているということで、状況をお尋ねしました。無料というのは、当然、バスの費用もかかるわけですが、患者さんが来ていただくことによって、医師の技術料とかそういうものが当然収入になるということでプラスになるんだと。こういうことで取り組んでいるということも聞きました。そういうように、ただ単の一面だけ見れば、町営バスということもありますけども、直接病院に患者を運ぶということは、病院にとっても大きなプラスになるということもあります。そういうことも含めて、私はいろんな角度から考えていくということが町長が施政方針で述べておる、可能な限りさまざまな分野にチャレンジということにもつながると思うんですけども、改めてその点について伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 病院の設置者として、また、町政の最高責任者として、一面ではなく、総合的に考えて検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

これで、山田均君の一般質問を終わります。

これより、午後２時１５分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 ２時００分

再開 午後 ２時１５分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第４、議案第３１号 平成３０年度京丹波町一般会計補正予算（第６号）から、日程第１６、議案第４３号 平成３０年度京丹波町水道事業会計補正予算（第３号）までの議案につきましては、本日は、提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

《日程第４、議案第３１号 平成３０年度京丹波町一般会計補正予算（第６号）～日程第１６、議案第４３号 平成３０年度京丹波町水道事業会計補正予算（第３号）》

○議長（篠塚信太郎君） これより日程第４、議案第３１号 平成３０年度京丹波町一般会計補正予算（第６号）から、日程第１６、議案第４３号 平成３０年度京丹波町水道事業会計補正予算（第３号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 今期定例会の開会以来、議員各位には、熱心にご審議をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日、追加提案をさせていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第３１号 平成３０年度京丹波町一般会計補正予算（第６号）につきましては、補正前の額１２億１億８、８３６万３、０００円から３億３、３２５万８、０００円を減額し、補正後の額を１億１億８、５１０万５、０００円とすることをお願いいたしております。年度

末を迎え、決算見込みによる精査を行い編成したものであります。

主な増額を要する内容といたしましては、民生費では、心身障害者医療事業で給付実績に基づく不足分332万9,000円、農林水産業費では、畜産競争力強化整備事業で畜産経営における生産コスト低減化等の施設整備に対する補助金2,192万8,000円、災害復旧費では、林道災害復旧事業で災害査定に基づく事業費の確定等による必要額3,338万9,000円などを追加しております。

そのほか各費目につきまして、最終的な見通しにより精査を行うものであります。

歳入につきましては、決算見込みに基づく精査を行い、町税全体で5,917万7,000円の増、自動車取得税交付金で650万円の増、地方交付税で572万円の増、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金で1,504万3,000円の増、みらい戦略一括交付金で4,000万円の増、畜産競争力強化整備事業補助金で2,192万8,000円の増、このほか事業費の精査により、関連する特定財源を見込み計上したものであります。

また、繰越明許費として、道路新設改良事業や河川等災害復旧事業等、事業の進捗状況から12億6,965万7,000円の計上をお願いしております。

今後とも速やかな事業の推進に努める所存でありますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第32号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の額19億8,528万1,000円に1,061万2,000円を追加し、補正後の額を19億9,589万3,000円とすることをお願いしております。国民健康保険税、特別調整交付金、保険事業費等の精査による基金積立金の増額を行うものでございます。

議案第33号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正後の額2億3,411万9,000円から141万6,000円を減額し、補正後の額を2億3,270万3,000円とすることをお願いしております。保険料収納実績見込みに基づき京都府後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料等負担金の減額等を行うものでございます。

議案第34号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、事業勘定で、補正前の額22億1,549万3,000円から3,556万1,000円を減額し、補正後の額を21億7,993万2,000円とすることをお願いしております。介護サービス事業費等の精査を行うものであります。

議案第35号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまし

ては、補正前の額 9 億 5, 7 6 0 万円から 7 5 0 万円を減額し、補正後の額を 9 億 5, 0 1 0 万円とするものであります。農業集落排水施設管理事業、公共下水道施設整備事業及び公共下水道施設管理事業において、事業実績に基づく減額などの精査を行うものであります。

また、繰越明許費として、農業集落排水施設整備事業で、蒲生処理場機能強化に係る実施設計業務の進捗状況から 5 0 0 万 1, 0 0 0 円の計上をお願いしております。

議案第 3 6 号 平成 3 0 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、補正前の額 5 6 5 万 6, 0 0 0 円から 1 3 5 万 1, 0 0 0 円を減額し、補正後の額を 4 3 0 万 5, 0 0 0 円とするものであります。育英給付金の確定により減額するものであります。

議案第 3 7 号 平成 3 0 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、補正前の額 1 2 2 万 5, 0 0 0 円に 8 万 9, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 1 3 1 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

議案第 3 8 号 平成 3 0 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、補正前の額 1, 4 5 0 万円に 2 7 4 万 6, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 1, 7 2 4 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

議案第 3 9 号 平成 3 0 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、補正前の額 7 3 4 万円から 2 2 万 1, 0 0 0 円を減額し、補正後の額を 7 1 1 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

議案第 4 0 号 平成 3 0 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、補正前の額 3 6 0 万 4, 0 0 0 円から 6 5 万 5, 0 0 0 円を減額し、補正後の額を 2 9 4 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

議案第 4 1 号 平成 3 0 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、補正前の額 3 4 0 万円に 8 4 万 8, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 4 2 4 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

各財産区とも、財産収入等の精査及び財産管理経費等の補正を行うものであります。

議案第 4 2 号 平成 3 0 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）では、収益的収支からそれぞれ 5 0 万円を減額し、補正後の額を 1 0 億 2, 3 9 0 万円とすること及び資本的収入から 2 7 万円を減額し、補正後の額を 1 億 1, 1 5 4 万円とすることをお願いしております。収益的支出では、京丹波町病院及び和知診療所における人件費及び和知歯科診療所における医薬材料費等の精査を行うものであります。また、資本的収入では、和知歯科診療所において国保会計補助金の減額を行うものであります。

議案第43号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出に170万円を追加し、補正後の額を14億5,390万円とするもの及び資本的収入から3,160万円を減額し、補正後の額を2億1,615万円に、資本的支出から2,795万8,000円を減額し、補正後の額を7億5,792万2,000円とすることをお願いしております。収益的支出では、事業費用としてダム管理負担金の増額を行うものであります。また、資本的支出では、配水管測量設計業務委託料等の精査を行うものであります。また、資本的支出の建設改良費で高岡地区ほか管路更新工事に7,459万円の繰り越しを行うこととしております。

以上、今回追加させていただきます議案の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長に求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、議案第31号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、ただいまの町長の提案理由説明にもありましたように、既定の歳入歳出予算から3億3,325万8,000円を減額し、補正後の額を118億5,510万5,000円とすることをお願いするものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。総額につきましては、18事業で12億6,965万7,000円となっております。資料としまして、別に繰越計算書をお手元のほうにお配りしておりますので、そちらのほうでご確認をいただきたいと思います。

繰越理由等一覧表には、一般会計分、それから特別会計分及び企業会計分の全てを計上しておりますので、それぞれの会計でご確認をいただきたいと思います。

なお、表の右上に会計名を記載しておりますので、よろしくお願いをいたします。

一般会計につきましては、資料の1ページから4ページまでとなっております。また、全会計合計で20事業、13億4,924万8,000円となっております。

繰越事業の主なものといたしましては、1ページ上から2つ目でございますが、新庁舎整備事業で9,878万3,000円の繰り越しをお願いしております。新庁舎設計業務防火水槽設置工事、治水に係る実施設計業務、備蓄倉庫3棟、木材調達などでありまして、設計

にあたりまして関係機関との協議等に時間を要したものでございます。

同じく下から2つ目でございます。鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業で、3,930万1,000円の繰り越しをお願いしております。跡地活用としまして、映画等ロケ地倉庫を建設しておりますが、その第3期工事としまして、倉庫の電気設備や屋外排水工事及び水道管布設工事などを予定しておりますが、第2期工事の施工中に台風24号によりまして、施設の一部が破損をしたこと等から、第3期工事の着手がおくれたものでございます。

その下の畜産競争力強化整備事業で、1億2,545万4,000円の繰り越しをお願いしております。畜産・酪農収益力強化促進特別対策事業補助金でありまして、町内で畜産事業を行う日吉ファームさんの施設整備に対します補助金事業で、国の補正予算による事業決定を受けたことから、年度内の事業完成が見込めないものでございます。

次に、2ページから4ページにかけまして、道路新設改良工事でございます。全体で3億3,718万3,000円の繰り越しをお願いしております。それぞれ地元調整や、あるいは関係機関との工事調整に時間を要したことから、年度内の完成が見込めないということで繰り越しをお願いするものでございます。

4ページ中ほどでございます。農地農業用施設災害復旧事業では、1億981万6,000円の繰り越しをお願いしております。昨年の7月豪雨によります災害復旧事業で、土地改良事業として所定の法手続及び議会の承認を得る必要があったことから、年度内完成が見込めないものでございます。

同じく林道災害復旧事業では、1億6,016万9,000円の繰り越しをお願いしております。同じく7月豪雨及び台風24号によります災害復旧事業でありまして、災害箇所数も多く、また、年度途中であることから、年度内完成が見込めないものでございます。

最後に、4ページ下段の河川等災害復旧事業で3億5,445万1,000円の繰り越しをお願いしております。補助事業の町道16件、河川40件の合計56件、単独事業が30件、災害関連合併施工が2件で、いずれも地元調整等に時間を要したことから、年度内の完成が見込めないものでございます。

簡単ではございますが、以上で繰越明許費の説明を終わらせていただきます。

次に、予算書に戻っていただきまして、10ページの第3表地方債補正でございます。

目的別の補正内容につきましては、後ほど事項別明細書の23ページから町債のところでご確認をいただきたいと存じます。

まず、合併特例事業債であります。減額の1億4,070万円としております。新庁舎整備事業におきまして造成工事を予定しておりましたが、計画内容の見直しによりまして、

地下貯水槽の整備とあわせて行うことにしたため、次年度の事業費に組み込んだことから、今回減額させていただくものでございます。

このほか、農林水産業費のため池改修事業では、事業費の減額に伴うもの。また、土木費の町営住宅除却事業では、工事の実施年度の変更に伴う減額などとなっております。

次に、過疎対策事業債におきましては、2,870万円を今回減額させていただいております。過疎地域自立促進特別事業ソフト分や、道路改良事業などで事業費の減額に伴うものでございます。

11ページに入りまして、緊急防災・減災事業におきましては、道路改良事業費の増額により80万円の増となっております。

次に、一般会計出資債では、水道事業会計におけます資本的支出の建設改良費の減額によりまして810万円の減となっております。

12ページに入りまして、災害復旧事業でございます。公共土木施設災害復旧事業、農地農業用施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業におきまして、事業費の精査によりまして、1,280万円の増となっております。発行額総額で、今回、1億6,390万円の減としておりまして、減額後の予算額は12億3,550万円となっております。このうち約79.3%の9億8,017万円が交付税算入をいただける地方債となるところでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

歳入の町税でございますが、個人町民税の個人所得割におきまして、収入見込み等から1,384万5,000円の減額、法人住民税の法人税割におきまして、収入見込み等から798万4,000円の減額などによりまして、町民税の決算見込みで2,298万8,000円の増額、固定資産税の償却資産では、太陽光発電と企業の設備投資の増加などにより、固定資産税の決算見込みで8,567万1,000円の増などとなっております。

5ページのたばこ税におきましては、販売本数等の減少によりまして、589万7,000円の減としております。

5ページから6ページにかけては、各種交付金でございます。

6ページの地方消費税交付金では額が確定をしておりまして、100万円の減となっております。それ以外につきましては、京都府の推計資料に基づく決算見込みによりまして補正をさせていただいたものでございます。

次に、7ページの地方交付税におきましては、普通交付税で保留となっております調整分が交付されることとなりましたので、今回、572万円の増額をお願いしております。

以下、分担金、負担金、使用料等の特定財源につきましては、実績見込みによる精査でご

ございます。

次に、11ページの14款、国庫支出金、2目、国庫補助金、5目の土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金では、道路新設改良事業への交付率の引き上げに伴いまして、1,504万3,000円の増額としております。

次に、13ページの15款、府支出金、2項、府補助金、1目、総務費府補助金、みらい戦略一括交付金としまして、4,000万円計上をしております。市町村が住民ニーズを踏まえ、戦略的かつ自立的に取り組む事業に対して交付をされるものでございます。本町では、有害鳥獣対策事業、道路橋梁費維持管理事業など7事業に充当しております。

次に、15ページの4目、農林水産業費府補助金では、各種補助事業におきまして、事業の生産見込み等により精査を行っております。総額で9万5,000円の増額となっております。

18ページ、8目の災害復旧費府補助金では、補助災害対象事業の確定によりまして、444万8,000円の増額としております。

このほかの国・府補助金等につきましても、事業実績見込み等によりまして、精査をしたものでございます。

次に、20ページ中ほどの16款、財産収入、1目、不動産売払収入、1節、土地売払収入では、和知地区の分譲住宅地の未売却分1区画分の176万円を減額しております。

17款、寄附金、2節、総務費寄附金のふるさと応援寄附金では、収入実績等から1,200万円を減額しております。

次に、21ページ、18款、繰入金、2項、基金繰入金、2目、財政調整基金繰入金では、財源調整により2億6,120万2,000円を減じております。補正後の繰入額は、8億9,082万2,000円となりまして、平成30年度末の基金残高は、11億5,795万8,000円と見込んでおります。

次に、5目、ふるさと応援寄附金基金繰入金では、平成29年度にいただきました寄附金を平成30年度に全額取り崩して、寄附目的にあった事業に充当するものでありまして、寄附金実績に基づき198万7,000円の減額するものでございます。

次に、20款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料、1目、延滞金では、町税延滞金として収入実績により、2,389万9,000円の増額としております。

以上、簡単でございますが、収入の説明とさせていただきます。

それでは、ページをめくっていただきまして、26ページからの歳出でございます。

重立ったものについて説明をいたします。

まず、26ページからの各費目の人件費におきましては、精査による増減を行っております。

27ページ、2款、総務費、5目、財産管理費の事業項目下段の新庁舎整備事業では、歳入の地方債で説明しましたように、造成工事を予定しておりましたが、計画内容の見直し等によりまして、地下貯水槽の整備とあわせて行うことに変更し、次年度の事業費に組み込んだことから減額するものでございまして、総額で1億1,400万円を減額しております。

32ページ、3款、民生費、1目、社会福祉総務費、事業項下段の介護福祉士育成修学資金貸付事業では、申請実績がなかったことから300万円全額を減じております。

33ページ、3目、障害者福祉費の事業項目、心身障害者医療事業では、実績に基づく不足分として、20節、扶助費で医療給付費に332万9,000円を計上しております。

4目、老人福祉費、事業項目中ほどの介護保険事業特別会計繰出事業では、介護給付費分、事務費分などの精査に伴う繰出金とし、34ページの28節、繰出金で374万3,000円を減額しております。

35ページ、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費の事業項目の1つ目、子育て応援助成事業では、子育て世帯の住宅リフォーム支援事業補助金として、事業実績見込みにより200万円を減額しております。

このほか各事業におきましても、事業実績見込み等によりまして、増減を行ったものでございます。

40ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費の事業項目の3つ目、農業公社運営補助事業では、丹波・瑞穂の現公社の公益目的取得財産残額の確定時期が翌年度になることから、41ページ24節の投資及び出資金で、平成30年度での出資金1,140万円を減額するものでございます。

このほか各事業におきまして、事業実績見込みにより減額し、農業振興費全体で3,229万9,000円の減額となっております。

次に、42ページ、4目、畜産業費、事業項目下段の畜産競争力強化整備事業では、町内で畜産事業を行います日吉ファームの施設整備に対します補助金で、国の補正予算による事業決定を受けたことから2,192万8,000円を増額するものでございます。

45ページ、7款、商工費、3目、観光費の下から2つ目の京丹波味夢の里管理運営事業では、道の駅「京丹波 味夢の里」のホテル建設に伴い整備工事において交付を受けた国庫補助金の一部返還を行うもので、協議が整ったことから46ページ、23節の償還金利子及び割引料で国・府支出金返還金として1,175万8,000円を減額するものでございま

す。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明の途中ではありますが、ここで暫時休憩いたします。

ここで、平成23年3月11日、午後2時46分に発生しました東日本大震災から8年を迎えるにあたり、多くの尊い犠牲者の方々への追悼の意を表するため、黙禱をささげます皆さんご起立ください。

黙禱

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時47分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、引き続きまして、一般会計補正予算（第6号）、歳出の部分の補足説明を申し上げます。

48ページでございます。

8款、土木費、6項、住宅費、1目、住宅管理費の事業項目1つ目の町営住宅維持管理事業におきましては、町営住宅篠原団地の老朽化に伴います除却工事におきまして、事業実施を翌年度に変更したことから、15節、工事請負費において、987万3,000円を減額するものでございます。事業項目の木造住宅耐震改修事業では、耐震改修補助金の事業費の確定により、510万円の減額するものでございます。

50ページ10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費の事業項目上から2つ目の認定こども園開設準備事業では、基本設計業務委託料等の実績見込みによりまして、事業費で316万6,000の減額となっております。

最後に、56ページ、11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費では、対象施設の確定により測量設計業務委託料などで492万円の減額、2目、林業施設災害復旧事業費では、災害査定確定により補助対象外となった工事や附帯工事など、今回の補助災害復旧工事と同時施工の必要がある事業費としまして、3,338万9,000円の増額することとしております。

57ページの2項、公共土木施設災害復旧事業費では、設計業務委託費の確定などで400万円の減額としております。

以上、簡単でございますが、議案第31号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第32号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、町長の提案説明にもありましたように、補正前の予算総額から歳入歳出それぞれ1,061万2,000円を増額し、補正後の額を19億9,589万3,000円とさせていただきます。

それでは、最初に、歳出の主なものにつきまして、ご説明をさせていただきます。

事項別明細書6ページをお願いいたします。

まず、1款、総務費、一般管理費の国保運営事務におきましては、2年に1回の被保険者証更新の印刷製本費を精査し、20万円を減額するものでございます。

運営協議会費につきましては、会議録作成委託料の精査によりまして、10万円を減額するものでございます。

次に、最下段、7ページにかけての5款、保健事業費の1目、疾病予防費につきましては、人間ドック助成金の精査により、当初見込みの208人から13人減の195人を見込んだ44万6,000円の減額と。また、一般会計で実施しています保健事業に対しまして、国・府より交付されている特別調整交付金を財源として、一般会計へ繰り出しているものでございますが、がん検診等に係ります健康増進事業で38万5,000円減額、健康づくりを推進する地域活動等への繰出金で11万8,000円の減額、合計で94万9,000円を減額するものでございます。

次に、2項、特定健康診査等事業費でございますが、個別健診等委託料の精査及び国保被保険者に係る特定健診等の経費を一般会計繰出金として支出するもので、支出見込額に基づく減額と合わせまして355万9,000円を減額するものでございます。

6款、基金積立金につきましては、歳入余剰金1,410万7,000円を増額計上。

また、最下段、8款、諸支出金の1目、直営診療施設繰出金におきまして、和知診療所及び和知歯科診療所等に対するへき地直営診療所運営費の繰出金といたしまして、合計131万3,000円を増額計上するものでございます。

次に、歳入につきまして、ご説明を申し上げます。

ページ戻っていただきまして、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

1款、国民健康保険税でございますが、一般被保険者分全体といたしまして489万9,000円の増額、退職被保険者分といたしましては56万円の減額となる見込みでございます。

次に、4ページ、3款、府支出金、保険給付費等交付金の特別調整交付金市町村分につき

ましては、歳出で説明申し上げました和知歯科診療所等へとへき地直営診療所運営費等に対する交付金を主なものといたしまして、198万6,000円を増額計上しております。

府繰入金2号分につきましては、昨年度までの府の財政調整交付金で、事業評価分としてレセプト点検等に積極的に取り組んでいる保険者に対しまして交付されるもので、186万7,000円増額計上しております。

その下の特定健康診査等負担金については、昨年度の特定健診受診者の実績に基づき交付されるもので、5万円の増額となっております。

5款、繰入金、一般会計繰入金、職員給与費等繰入金は事務費の繰り入れであり、歳出の事業費の精査及び財源振替によりまして、43万6,000円を増額計上しております。

次に、福祉医療波及分繰入金につきましては、平成29年度決算額をもとに23万9,000円を減額しております。

7款、諸収入、延滞金では、一般被保険者の延滞金を実績に基づき120万円増額しております。

諸収入の雑入につきましては、被保険者の自動車事故等に関する一般被保険者第三者納付金で66万1,000円を、5ページでは、国保の資格喪失に伴う一般被保険者返納金といたしまして、28万6,000円をそれぞれ増額計上しております。

最後に、8款、国庫支出金の1目、災害臨時特例補助金につきましては、平成30年7月豪雨により被災された被保険者における保険税の減免及び療養給付に係ります一部負担金の免除の特例措置の実施により、負担増額等を補助するもので本町対象者は1世帯あり、保険税減免特例措置分で1万6,000円、一部負担金免除特例措置分で1万円の合計2万6,000円を新たに計上しております。

以上、国保事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第33号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算の総額を歳入歳出それぞれ141万6,000円減額し、補正後の額を2億3,270万3,000円とさせていただきますのでございます。

それでは、最初に、歳出からご説明させていただきます。

予算書最終ページになります。事項別明細書4ページをお願いいたします。

まず、1款、総務費の一般管理費、備品購入費で78万5,000円の減額としております。これは、広域連合間を結ぶネットワークシステムの機器更改契約における請負残額分を

減額するものでございます。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料等負担金で、2月時点における保険料の収入見込状況から63万1,000円を減額させていただくものでございます。

また、3款、保健事業費、人間ドック助成金におきまして、広域連合からの助成金2万5,000円が減額となったことから、繰入金を2万5,000円増額することで財源の振り替えを行うものでございます。

ページ戻っていただきまして。3ページ、歳入をお願いいたします。

1款、保険料につきましては、現時点での保険料調定額に基づき現年度分の特別徴収、普通徴収合わせまして73万2,000円の減。滞納繰越分については10万1,000円を追加し、広域連合への納付金の財源となるものでございますが、合計で63万1,000円を減額計上させていただくものでございます。

4款、繰入金、一般会計繰入金の事務費繰入金では、先ほど歳入でも申しましたが、システム改修機器更改に伴う備品購入費を78万5,000円減額することによりまして、財源としておりました繰入金につきましても同額を減額するものでございます。

また、保健事業費繰入金につきましては、人間ドック助成事業の財源として充当しているものでございますが、歳入で申し上げましたように、最下段の6款、諸収入、雑入で計上しております広域連合助成金が2万5,000円減額となったことから、増額の2万5,000円を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それでは、議案第34号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定におきまして、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3,556万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出の総額を21億7,993万2,000円とさせていただきます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の6ページの歳出をお願いいたします。

1款、総務費、1項、総務管理費では、介護保険制度啓発用パンフレットの印刷製本費の確定等に伴う印刷製本費40万円の減。

2目、徴収費では、定例会初日にご説明を申し上げました介護保険条例の改正等の係るもので、平成31年度からの低所得者保険料軽減強化に係るシステム改修負担金として13万円を計上。

3項、介護認定審査会費では、臨時雇用賃金の精査により34万円の減額としております。

2款、保険給付費では、7ページの1項、介護サービス等諸費、3目、施設介護サービス給付費で2,048万8,000円の減。

2項、介護予防サービス等所費、2目、地域密着型介護予防サービス給付費で208万円の減。

9ページの5項、特定入所者介護サービス等費で232万8,000円の減額としております。

それぞれ今年度11月サービス提供分までの保険給付費の支出状況から必要見込額を推計し精査させていただくものであり、保険給付費全体では2,489万6,000円の減額となっております。

3款、地域支援事業費では、2項、介護予防・生活支援サービス事業費において、平成30年度に新設された保険者機能強化推進交付金の内示に伴い、財源の振り替えを行っております。

なお、この保険者機能強化推進交付金につきましては、後ほど歳入でご説明申し上げます。

続きまして、10ページの4款、基金積立金では、歳入で計上しております基金繰り入れの皆減と支払基金交付金の減額などを主なものとして、積立金全体で1,017万6,000円を減額し収支の均衡を図ることとしております。

なお、補正後の予算ベースで平成30年度末基金残高は、1億6,535万2,000円を見込んでおります。

続きまして、ページを戻っていただき、3ページの歳入をお願いいたします。

1款、保険料におきましては、直近の調定額から精査を行い、全体で42万7,000円を追加しております。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金では、変更交付決定見込額に基づく精査で98万1,000円の増。

2項、国庫補助金、1目、調整交付金では、現年度分の介護給付費として、平成30年11月サービス提供分までの算定見込額に基づく精査で778万4,000円の減。

その下の特別調整交付金2万9,000円と4ページの5目、介護保険災害臨時特例補助金1万3,000円につきましては、平成30年7月豪雨により被災された第1号被保険者

に係る保険料減免に対するものでございます。

4目、保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援重度化防止等に向けた保険者の取り組みの一環として、さまざまな取り組みの達成状況を評価できるよう国において客観的な指標が設定され、これらを推進するために創設された交付金であり、内示額に基づく370万5,000円を計上しております。

4款、支払基金交付金につきましては、平成30年3月から11月のサービス提供分に平成29年度後半の伸び率を乗じて算出した額を交付申請することとされており、2,149万9,000円の減となっております。

なお、次年度において、実績報告に基づき精算が行われることとなっております。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、ルール分等の精査を行い、全体で374万3,000円の減。

2項、基金繰入金につきましては、繰り入れを行わなくても財源が充足するため、皆減として収支の調整を図っております。

失礼いたしました。

冒頭で減額の予算案のところで数字の間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,556万1,000円を減額ということで、先ほど1円となっておりますが、訂正をさせていただきます、申しわけございません。1,000円の減額ということで訂正をしておわびを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第34号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の事業勘定分の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

大変失礼いたしました。

補正予算の表紙の部分につきまして、差し替えのほうをさせていただいてお配りをさせていただきますので、よろしくお願い致します。申しわけございませんでした。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 続きまして、議案第35号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算額9億5,760万円から750万円を減額し、補正後の額を9億5,010万円とすることを願うものでございます。

概要といたしましては、町長の提案理由の説明にもありまして、各事業における精査見込みにより補正をお願いするものでございます。

最初に、3ページ第2表繰越明許費をお願いいたします。

翌年度に繰り越して使用することができる経費といたしまして、農業集落排水施設整備事業において、施設再編計画における検討に不測の日数を要したため、実施設計業務の年度内完了が困難であることから、500万1,000円を翌年度に繰り越して使用させていただくことをお願いするものでございます。

なお、完了につきましては7月末としております。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入についてです。

1款、1項、1目、下水道事業費分担金においては、収入実績に基づき農業集落排水事業において172万8,000円を増額し、6件の新規加入となります。

2款、1項、使用料につきましては、現年度分において、収入見込額の精査により農業集落排水使用料では104万4,000円を増額、林業集落排水使用料で5万5,000円を増額、簡易排水使用料で4万3,000円の減額、特環公共下水道使用料で5万4,000円の減額とし、次のページの浄化槽使用料につきましては、69万7,000円を増額としております。

また、過年度分の各使用料につきましても、それぞれ収入実績に基づき補正を行うこととし、現年度分と合わせまして使用料合計で237万9,000円を増額としております。

5款、1項、1目、繰入金におきましては、分担金や使用料の増額及び歳出の減額により、財源不足分を補うための基準外繰入金について755万8,000円の減額としております。

6款、1項、1目、雑入においては、京都府事業による高屋川河川改修関連工事に伴う支障物件移設において、本年度補償額が確定しましたので、協定書に基づき400万円を減額としております。

次に、歳出について説明させていただきます。

6ページをお願いします。

下段の2款、2項、1目、公共下水道施設整備費におきましては、15節、工事請負費におきまして、高屋川河川改修に伴う藤ヶ瀬橋架け替えにより支障となる下水道圧送管の仮設及びポンプ施設の制御盤の移設を行い、精算見込みにより550万円の減額としております。

2目の公共下水道施設管理費におきましても、15節、工事請負費につきまして、マンホ

ール周辺の陥没箇所の舗装修繕工事について、精算見込みにより129万1,000円の減額とするものでございます。

以上、議案第35号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 議案第36号 平成30年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、歳出からご説明をさせていただきます。

最終のページ、事項別明細書の4ページをごらんください。

育英給付金を135万円の減額としております。平成30年度の給付対象者は、大学生13名、高等専門学校生1名、専門学校生6名、高校生18名、合計38名となりまして、先週3月5日に給付総額429万円を給付を終えたところでございます。

続きまして、歳入についてでございます。

前のページ、3ページをごらんください。

歳入につきましては、育英給付金の確定によりまして、一般会計繰入金を66万6,000円減額し215万4,000円に、基金繰入金は、67万5,000円減額し214万5,000円とさせていただきますものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第37号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算に8万9,000円を追加し、補正後の額を131万4,000円とすることをお願いしております。

ページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款、繰越金におきまして、前年度繰越金として須知地区で6万7,000円、竹野地区で3万7,000円それぞれ計上するものでございます。

また、5款、諸収入、2項、雑入では、須知地区で関西電力の高圧線の立木補償費として3万2,000円、竹野地区で同じく立木補償費として3万6,000円を計上しております。

そのほかの収入につきましては、精査を行ったものでございます。

次に、5ページの歳出でございますが、須知地区の1款、一般管理費、25節、財政管理調整基金積立金に34万1,000円を積み立てを行うものでございます。

その他の経費につきましては、事業費の精査を行うものでございます。

竹野地区では、一般管理費の事業に充当する財源の振り替えを行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第37号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 議案第38号から議案第41号までの桧山・梅田・三ノ宮・質美の各財産区特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

議案第38号 平成30年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）は、補正前の額1,450万円から274万6,000円を追加し、補正後の額を1,724万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものでございます。

事項別明細書3ページをごらんください。

1款、財産収入、2項、1目、1節、土地売却収入で78万2,000円を計上しておりますのは、井脇高ノ畷地内の土地841平方メートルを府道上野水原線改良工事に伴い京都府に売却するものでございます。

2款、繰入金、1項、1目、1節、財政調整基金繰入金では、歳出の額が減りましたので、基金からの繰入金63万4,000円を皆減しております。

3款、繰越金、1項、1目、1節、前年度繰越金では、額が確定したことにより43万1,000円を増額しております。

4款、諸収入、2項、1目、1節、雑入は、八田西ノ本地内の関西電力高圧送電線の修繕工事、支障木伐採補償、近接樹木伐採補償費として、合わせて216万7,000円の収入でございます。

次に、歳出でございますが、めくっていただき4ページをお願いいたします。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費、25節、積立金で、財政調整基金積立金へ余剰金266万円を増額し、積み立てることとしております。

2目、財産管理費では、22節、補償補填及び賠償金で、雑入の関西電力支障木伐採補償費のうち、貸付地に係る部分について地元区に補償する8万6,000円を計上しております。

松山財産区は以上でございます。

続きまして、議案第39号 平成30年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出ともに補正前の額734万円から22万1,000円を減額し、補正後の額を711万9,000円とさせていただくものでございます。

歳入の主なものでございますが、事項別明細書3ページをお願いいたします。

1款、財産収入、1項、1目、2節、マツタケ等採取権収入で、実績により6,000円を増額しております。

2項、財産売払収入、1目、1節、土地売払収入で18万3,000円を計上しておりますのは、府道上野水原線改良工事に伴い、坂井坂谷地内の土地197.53平方メートルを京都府に売却をするものでございます。

2款、繰入金、1項、1目、1節、財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の額が確定したことにより、基金取り崩しを行う必要がなくなったことから、147万4,000円の全部を減額しております。

3款、繰越金、1項、1目、1節、前年度繰越金は、額が確定したことから106万4,000円を増額し、補正後の額を131万4,000円とするものでございます。

歳出でございます。

4ページをお願いいたします。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費、25節、積立金で、財政調整基金積立金に余剰金33万6,000円を増額しております。

2目、財産管理費、13節、委託料において、不用となりました直営林保育作業委託料20万1,000円を減額し、同様に16節、原材料費で、碎石等の補修用資材費8万円を減額しております。

22節、補償補填及び賠償金では、府道上野水原線改良工事の土地売払収入の8割となり14万7,000円を規定により行政区に補填するものでございます。

3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金で、梅田地域振興対策補助金の不用額を精査し、40万円の減額といたしました。

以上が梅田財産区でございます。

続きまして、議案第40号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出ともに補正前の額の360万4,000円から65万5,000円を減額し、補正後の額を294万9,000円とさせていただくものでございます。

歳入の主なものでございますが、事項別明細書3ページをごらんください。

1 款、財産収入、1 項、1 目、2 節、マツタケ等採取権収入で、実績により 4 万 1, 0 0 0 円を減額しております。

2 款、繰越金、1 項、1 目、1 節、財政調整基金繰入金では、水呑区倉庫改修工事の規模縮小と事業見直しによる調整により、1 3 7 万 5, 0 0 0 円の減額しております。

3 款、繰越金、1 項、1 目、1 節、前年度繰越金は、額が確定したことにより 7 6 万 1, 0 0 0 円を増額しております。

歳出でございますが、4 ページをごらんください。

1 款、総務費、1 項、1 目、諸費、1 9 節、負担金補助及び交付金で、三ノ宮地域振興事業補助金で予定しておりました水呑区倉庫改修事業の規模が縮小したことにより、6 5 万 5, 0 0 0 円を減額しております。

以上が三ノ宮財産区でございます。

続きまして、議案第 4 1 号 平成 3 0 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、補正前の額 3 4 0 万円に 8 4 万 8, 0 0 0 円を追加し、補正後の額をそれぞれ 4 2 4 万 8, 0 0 0 円とさせていただくものでございます。

歳入の主なものでございますが、事項別明細書 3 ページをお願いいたします。

1 款、財産収入、1 項、1 目、2 節、マツタケ等採取権収入で 3 万円を増額し、2 款、繰越金、1 項、1 目、1 節、前年度繰越金で、実績額の確定により 8 1 万 8, 0 0 0 円を増額しております。

歳出につきましては、めくっていただき 4 ページになります。

1 款、総務費、1 項、1 目、一般管理費、2 5 節、積立金は、歳入実績による調整を図るため、管理運営基金積立金 8 4 万 8, 0 0 0 円を増額しております。

質美財産区は以上でございます。

以上、議案第 3 8 号から議案第 4 1 号までの桧山・梅田・三ノ宮・質美の各財産区特別会計補正予算（第 1 号）の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 続きまして、議案第 4 2 号 平成 3 0 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）の補足説明を申し上げます。

議案第 2 条、収益的収入及び支出は、既決予定額 1 0 億 2, 4 4 0 万円から 5 0 万円を減額し、1 0 億 2, 3 9 0 万円といたします。

第 3 条、資本的収入は、既決予定額 1 億 1, 1 8 1 万円から 2 7 万円を減額し、1 億 1,

154万円といたします。資本的収入額が資本的支出に対して不足する額4,941万4,000円から4,968万4,000円に改めるものでございます。

第4条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費を既決予定額6億6,164万8,000円に21万8,000円を増額し、6億6,186万6,000円といたします。

第5条、他会計からの補助金でございますが、京丹波町国民健康保険事業特別会計からの補助金ございまして、既決予定額1,764万2,000円に131万3,000円を増額し、1,895万5,000円とするものでございます。

では、明細書において主なもののみご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

収益的収入、2款、和知診療所では、既決予定額1億2,920万円から50万円を減額し、1億2,870万円としております。主に、2項、医業外収益、1目、他会計補助金における国保特別調整交付金53万3,000円の減額でございますが、訪問診察等の日数減により算定されたものでございます。

3款、和知歯科診療所でございます。

1項、医業収益の外来収益は220万円の減額としております。医師の都合による臨時休診や臨時医師の外来収益単価の減少等が影響したものでございます。

2項、医業外収益、1目、他会計補助金における国保特別調整交付金211万6,000円の増額は、外来収益の減少相当額を補填するために交付されたものです。

5目、補助金、1節、府補助金、8万1,000円の増額でございますが、在宅医療推進基盤整備事業補助金として治療機器の購入に充当します。

3ページをごらんください。

収益的支出でございます。

1款、京丹波町病院、1項、医業費用、1目、給与費の手当でございますが、日宿直員の急な退職により事務職員等で緊急的に代替業務をあたっており、その手当を19万8,000円増額しております。

2款、和知診療所、1項、医業費用では、収支の均衡を図るために、薬品等材料費において50万円の減額精査を図りました。

5ページをごらんください。

資本的収入、3款、和知歯科診療所、1項、補助金でございますが、国保会計補助金補助率100%でございますが、これを用いまして購入した電子カルテシステムの不用額となる

27万円を減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、病院事業会計の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） それでは、議案第43号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、第2条の収益的支出の補正につきましては170万円増額し、補正後の予算額を14億5,390万円とするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入額を3,160万円減額し、補正後の予算額を2億1,615万円とし、支出では補正額を2,795万8,000円減額とし、補正後の予算額を7億5,792万2,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億4,777万2,000円につきましては、第3条の前文にありますように、消費税及び地方消費税資本的収支調整額982万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,645万円及び当年度分損益勘定留保資金3億8,149万9,000円で補填することとし改めるものでございます。

第4条の企業債につきましては、対象事業の精査による精算見込額から借入限度額を1億2,080万円に改めております。

第5条の他会計からの補助金の出資金につきましても、対象事業の精算見込みから3,800万円に改めております。

次に、予算に関する説明書4ページをお願いいたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費に要する経費のうち、現在着手しております高岡地区・口八田地区・安栖里地区の耐震管への更新工事において、関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難であることから、7,459万円を翌年度に繰り越して使用させていただくことをお願いするものでございます。

なお、工事の完成につきましては、5月末として取り組んでおります。

次に、補正内容についてですが、11ページをお願いいたします。

収益的支出の1項、営業費用、4目、総係費におけるダム管理負担金につきましては、昨年の7月豪雨や台風21号により被災した箇所災害復旧費等について、協定書に基づき18.5%相当額を負担することとし、170万円を増額としております。

次に、14ページの資本的収入についてですが、1項、1目、企業債につきましては、第4条でも説明しましたとおり、耐震管への更新事業などの起債対象事業費の精算見込みによ

り2, 350万円の減額とし、5項、1目、出資金につきましても、精算見込みにより810万円の減額としております。

資本的支出につきましては、1項、建設改良費につきまして、1目、施設整備費では、本年度計画していました耐震管への更新工事などの事業について、完成及び事業中となっていることから精算見込額を精査し、2, 615万円の減額としております。

2目、リース債務の支払額につきましては、電話機リース料のうち元金分相当額について特例的未払金からの支出に修正したことにより31万1, 000円の減額とし、3目、固定資産取得費につきましても、本年度予定しておりました水道メーター検針機器の購入費の確定により150万円の減額としております。

以上、簡単ではございますが、議案第43号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は22日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 谷山 眞智子

〃 署名議員 西山 芳明